

租特透明化法の制定に伴う

適用額明細書の記載の手引

平成 22 年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（租特透明化法）」が制定されました。

これにより、平成 23 年 4 月 1 日以後終了する事業年度において法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、適用額明細書の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。適用額明細書を作成する際等にご参照ください。

（注）本手引の内容及び「連結法人における適用額明細書の記載の手引」につきましては、国税庁ホームページにも掲載しています（P85 参照）。

平成 23 年 4 月

国 税 庁



e-Tax
国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。

目 次

I	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要……………	(1)
1	適用額明細書の様式……………	(2)
	・ Q & A……………	(4)
2	適用額明細書の提出（流れ）……………	(6)
3	記載に当たっての留意事項……………	(6)
II	適用額明細書の書き方……………	(7)
1	記載要領……………	(7)
2	租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方……………	(8)
3	整理番号・業種番号の表示位置……………	(9)
	・ 【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）…	(9)
	・ 【書面で提出する場合】（前年の申告をe-Taxで行った法人）…	(10)
	・ 【e-Taxを利用して提出する場合】……………	(11)
	・ 事業種目・業種番号一覧表……………	(12)
III	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方（目次）… 目次：〔1〕～〔5〕	
○	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方……………	1～84
	国税庁ホームページへの掲載……………	85

凡 例	
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則

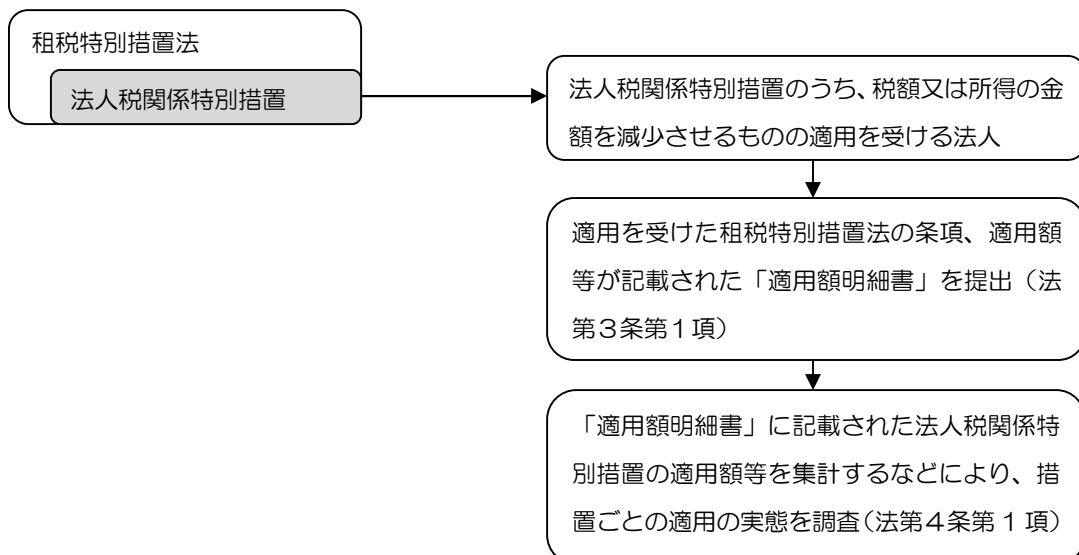
I 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要

平成 22 年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「租特透明化法」といいます。）」が制定され、平成 22 年 3 月 31 日に公布されました。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。このため、平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から、法人税関係特別措置（注）を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。（法附則第 2 条第 1 項、法第 3 条第 1 項）

今後は、この適用額明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることが期待されます。（法第 1 条）

○ 租特透明化法の概要



(注) 租特透明化法の対象となる租税特別措置は、内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又は内国税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた内国税に関する法律の特例で、租税特別措置法の規定（税務署長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定等を除く。）により規定されたものとされています。（法第2条第1項第一号）

このうち、申告書への適用額明細書の添付が必要となる「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるものをいいます。（令第2条）

法人税関係特別措置の一覧は、「Ⅲ 適用額明細書法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」の目次：〔1〕～〔5〕に掲げているとおりです。

1 適用額明細書の様式

「適用額明細書」は、法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式となっています。

「適用額明細書」の様式には、確定申告書に添付する「様式第一」と連結確定申告書に添付する「様式第二」があります。

なお、「適用額明細書」の様式については、国税庁ホームページからダウンロードできます。

(参考) 法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄の「要」に回答いただいている場合）には、平成23年4月決算法人以降、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付します。

(様式)

(3)

Q 1 「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置（Q 2 参照）の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書（法人税の確定申告書及び連結確定申告書などをいいます。以下同じです。）に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています（前ページ参照）。

（注）「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q 2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるもの（具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置）をいいます。

Q 3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

（参考）財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q 4 「適用額明細書」は、いつから添付する必要がありますか？

A 4 平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から添付する必要があります。

(参考) 平成 23 年 4 月決算以降の法人で、法人税申告書の用紙の送付を希望されている^(注)場合には、法人税申告書を送付する際に、「適用額明細書」の用紙を同封します。

(注) 前年以前の法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄の区分が「要」となっている場合が対象となります。

Q 5 「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

A 5 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

そのため、「適用額明細書」の添付もれ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

Q 6 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信ができますか？

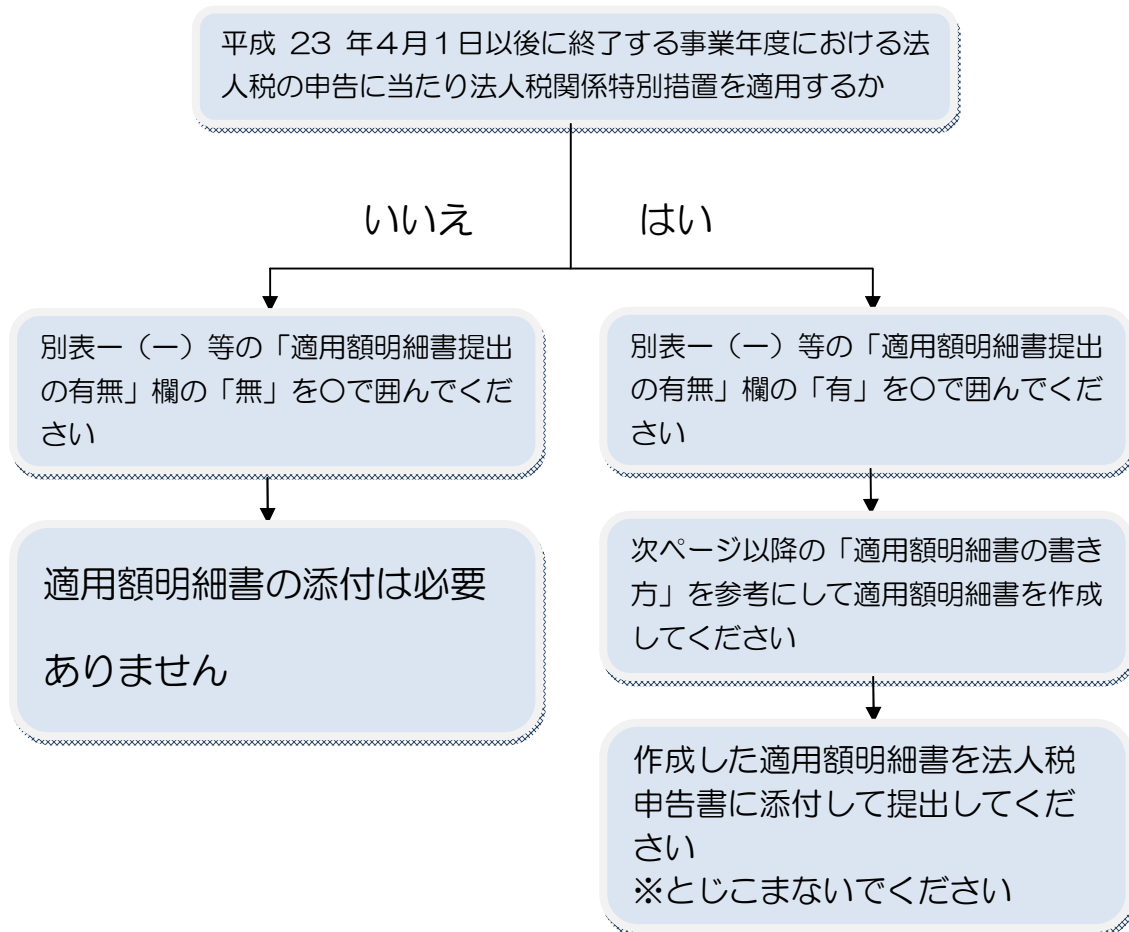
A 6 「適用額明細書」については、平成 23 年 6 月上旬以降、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信が可能となる予定です。

Q 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の添付は必要でしょうか？

A 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の添付が必要となります。

2 適用額明細書の提出（流れ）

適用額明細書の提出までの流れは次のようになります。



3 記載にあたっての留意事項

- ① 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - (1) □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1 枠内に 1 文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - (2) 記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。
なお、「▲」は使用しないでください。
- ② 記載を了した適用額明細書は、他の書類ととじこみ等をしないで、申告書に挟み込んでください。
- ③ 適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。
- ④ OCR入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Ⅱ 適用額明細書の書き方

1 記載要領

以下の欄については、租特透明化法による適用実態調査として、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を集計するために必要ですから、忘れずに記載又は入力してください。

欄 名	記 載 要 領
①当初提出分・再提出分	当初提出分及び再提出分のいずれかに該当するものを○で囲んでください e-Tax ソフトにより提出される場合は、該当するもののラジオボタンをクリックしてください
②整理番号	P(9)～P(11)を参照し、法人の整理番号を転記してください e-Tax ソフトにより提出される場合は不要です
③提出枚数	提出枚数を記載又は入力してください
④事業種目 (P(12)～P(14)の表を参照)	その事業年度における主たる事業内容を記載又は入力してください e-Tax ソフトにより提出される場合、主たる事業内容と異なるものが表示されていたら、正しいものを入力してください
⑤業種番号 (P(12)～P(14)の表を参照)	【書面での申告】 P(9)を参考に送付される法人税確定申告書に同封された「確定申告について」を参照して転記してください なお、印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください 【e-Tax での申告】 e-Tax ソフトをご利用されている場合は、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください
⑥期末現在の資本金の額又は出資金の額	期末現在の資本金の額又は出資金の額を円単位で記載してください e-Tax により提出される場合は原則不要ですが、実際の金額と異なるものが表示されていたら、正しい金額を入力してください
⑦所得金額又は欠損金額	所得金額又は欠損金額を円単位で記載又は入力してください
⑧租税特別措置法の条項	適用した租税特別措置法の条項を記載又は入力してください
⑨区分番号	該当する区分番号を記載又は入力してください
⑩適用額 (法第2条第7号)	適用した金額を円単位で記載又は入力してください

(適用額明細書)

(8)

3 整理番号・業種番号の表示位置

【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）

送付される法人税確定申告書に同封された「確定申告について」を参照してください。

（確定申告について）

別表一（一）青色申告用

所 属 番 号	06	業 種 番 号	3500	00	※
------------------	----	------------------	------	----	---

東京都千代田区大手町1-1-1
株式会社 国税商事
代表取締役 国税太郎

平成 22 年 5 月 1 日
平成 23 年 4 月 30 日

事業年度

税 務 署 長

上記の番号は、貴法人の整理番号です。税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。

当該「業種目」欄の、前の2桁を転記してください。
【注意】印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

◎ 確定申告書や附属書類は、次の部数を提出してください。

1 確定申告書……………部

（適用額明細書）

様式第一

平成 23 年 6 月 30 日

自平成 22 年 05 月 01 日
至平成 23 年 04 月 30 日

① 事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

納税地 東京都千代田区大手町1-1-1
電話(03) 3313-3313

法人名 株式会社 国税商事

② 整理番号 00123333

③ 提出枚数 1 枚

④ 事業種目 医薬品卸売業

⑤ 業種番号 35

⑥ 期末現在の資本金の額 10000000

⑦ 所得金額又は欠損金額 10000000

⑧

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第 42 条 の 4 第 6 項 第 ⑨	00009	3000000

この用紙はとじこまないでください

【書面で提出する場合】（前年の申告を e-Tax で行った法人）

e-Tax で申告される方で、書面により適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号については、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（申告のお知らせ）

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXX 整理番号 00123333	別表一(一)青色申告用
東京都千代田区大手町 1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎	殿
麴町	税務署長
平成 22 年 05 月 01 日	事業年度分の確定申告について
平成 23 年 04 月 30 日	
貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ	

（適用額明細書）

様式第一	
平成 23 年 6 月 30 日	自平成 22 年 05 月 01 日 至平成 23 年 04 月 30 日
麴町 税務署長殿	① 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分 再提出分)
〒 東京都千代田区大手町 1-1-1	② 業種番号 00123333
電話 (03) 3313-3313	③ 業種 1 業種 1
法人名 株式会社 国税商事	④ 事業種目 医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35
⑥ 法人税額の算出額 10000000	⑦ 法人税額の算出額 10000000
⑧ 第 42 条の 4 第 6 項 第 9 00009	⑩ 適用額 3000000

P(12)～P(14)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

【e-Tax を利用して提出する場合】

e-Tax を利用して適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号については、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。

(申告のお知らせ)

利用者識別番号	XXXXXXXXXXXXXX	別表一(一)青色申告用
整理番号	00123333	
東京都千代田区大手町1-1-1		
株式会社 国税商事		
代表取締役 国税太郎 殿		
麴町 税務署長		
平成 22 年 05 月 01 日 事業年度分の確定申告について		
平成 23 年 04 月 30 日		
貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ		

(適用額明細書)

平成 23 年 6 月 30 日	自 平成 22 年 05 月 01 日 事業年度分の適用額明細書
麴町 税務署長殿	至 平成 23 年 04 月 30 日 (●当初提出分・○再提出分)

納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	②整理番号	00123333
(フリガナ)	カクシカクイシキョクシヨウジ	③提出枚数	1 枚 うち 1 枚目
法人名	株式会社 国税商事	④事業種目	医薬品卸売業 ⑤業種番号 35
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	⑥ 10,000,000 円	提出年月日	年 月 日
所得金額又は 欠損金額	⑦ 1,000,000 円	※税務署処理欄	

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 第 42 条 の 4 第 6 項 第 号 ⑨	00009	⑩ 300,000 円
第 条 第 項 第 号		

P(12)～P(14)を参照して、該当する業種番号を入力してください。

事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目	業種番号		
食料品製造業	水産食料品	01	金属製品製造業	20		
	調味料					
	精穀、製粉					
	砂糖		機械製造業	21		
	菓子					
	パン類					
	清涼飲料					
	酒類					
	畜産食料品					
	その他の食料品					
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02	産業用電気機械器具製造業	22		
	紡績					
	ねん糸		民生用電気機械器具電球製造業	23		
織物業	綿・スフ織物	03				
	絹・人絹織物	通信機械器具製造業	24			
	毛織物					
	その他の織物					
ニット製造業	ニット	04	輸送用機械器具製造業	25		
染色整理業	染色整理	05				
その他の繊維工業		06	理化学機械器具等製造業	26		
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07			光学機械器具等製造業	27
	婦人、子供服					
	ワイシャツ、下着					
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服					
	その他の繊維製品		時計・同部品製造業	28		
木材、木製品製造業	製材	08				
	木製容器	その他の製造業	29			
	その他の木製品					
家具、装備品製造業	家具			09		
	建具					
	その他の家具・装飾品					
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙			10		
	紙製容器					
	その他のパルプ・紙製品					
新聞、出版、印刷業	新聞、出版			11		
	印刷					
	製版、製本、その他の印刷物加工					
化学工業	化学肥料	12	飲食料品卸売業	31		
	有機化学工業製品					
	化学繊維					
	油脂加工品、石けん、塗料等					
	医薬品					
	その他の化学工業					
石油製品製造業	石油精製	13				
	その他の石油製品					
石炭製品製造業	石炭製品	14				
ゴム製品製造業	ゴム製品	15				
皮革・同製品製造業	皮革製品	16				
窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17				
	セメント・同製品					
	建設用粘土製品、耐火物					
	陶磁器・同関連製品					
	その他の窯業・土石製品					
	鉄鋼業				鉄鋼	18
鋳鉄鋳物						
非鉄金属製造業	非鉄金属	19				
金属製品製造業	構築用金属製品	20	建築材料卸売業	33		
	金属打抜き・プレス加工					

	事 業 種 目	業種番号		事 業 種 目	業種番号	
建築材料卸売業	板ガラス	33	医薬品、化粧品 小売業	医薬品	45	
	その他の建築材料			化粧品		
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34	百貨店	百貨店	46	
	荒物			各種商品小売		
	陶磁器・ガラス器		趣味・娯楽洋品 等小売業	スポーツ用品	47	
	その他のじゅう器			がん具、娯楽用品		
医薬品、化粧品 卸売業	医薬品	35		楽器、レコード		49
	化粧品			貴金属製品、宝石		
機械器具卸売業	一般機械器具	36	その他の小売業	その他の趣味・娯楽洋品等	51	
	自動車・同部品			燃料		
	輸送用機械器具			書籍、雑誌		
	精密機械器具			文房具、紙		
	電気・通信機械器具			中古品		
鉱物、金属材料 卸売業	石炭	37		農機具		52
	石油			写真機、写真材料		
	鉱物			時計、眼鏡		
	鉄鋼			自動車、自転車		
	非鉄金属			土産物		
貿易業	貿易	38		総合建設業		その他の小売
	輸出		一般土木建築工事			
	輸入		土木工事			
その他の卸売業	紙、紙製品	39	建築工事		52	
	再生資源		木造建築工事			
	家庭用金物		職別土木建築工事			
	建築用金物		電気・通信工事			
	薪炭類		管工事			
	肥料		その他の設備工事			
	文房具		鉄道業	鉄道	61	
	がん具、娯楽用品		道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62	
	貴金属製品、宝石		ハイヤー、タクシー	63		
	その他の卸売		道路貨物運送業		貨物自動車	
飲食料品小売業	各種食料品	41	その他の道路貨物運送	69		
	酒		水運業		水運	
	食肉		倉庫業	倉庫	64	
	鮮魚		放送・電信・電話 業	放送	66	
	野菜、果物			電信・電話		
	菓子、パン類		電気供給業	電気供給	67	
	米穀類		ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68	
	料理品		その他の運輸、 運輸付随サービ ス、水道業	航空運輸	69	
	その他の飲食料品			運輸付帯サービス		
				水道		
織物小売業	呉服	42	対個人サービス業	洗濯	71	
洋服地	洗い張り、染物					
衣服、身の回り 品小売業	寝具類	43		写真		
	男子既製服			理髪		
	男子注文服			美容		
	婦人・子供服			浴場		
	靴			ソーブランド		
	履物			駐車場		
	洋品雑貨			保育所、老人ホーム		
	小間物			その他の対個人サービス		
	その他の衣服・身の回り品					
家具、建具、じゅう器小売業	家具、建具	44	対事業所サービス業	広告	72	
	金物			物品賃貸		
	荒物			情報サービス、興信所		
	陶磁器、ガラス器			その他の対事業所サービス		
	家庭用電気機械器具		映画業	映画館	73	
	その他のじゅう器			映画サービス		

事業種目		業種番号
娯楽業	パチンコ	74
	ゴルフ場	
	運動施設	
	その他の娯楽	
その他のサービス業	土木建築サービス	75
	医療保健	
	医療関連サービス	
	廃棄物処理	
	その他のサービス	
自動車修理業	自動車修理	76
その他の修理業	機械修理	77
	電気機械修理	
	その他の修理	
料理・飲食店業	料亭	78
	日本料理	
	大衆酒場、小料理	
	外国料理	
	すし	
	そば、うどん	
	バー	
	キャバレー	
	喫茶	
	その他の飲食	
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79
	ラブホテル、モーテル	
	ホテル、普通旅館	
	その他の旅館	
農林業	農業	81
	林業	
漁業、水産養殖業	漁業	82
金属鉱業		83
石炭鉱業		84
原油・天然ガス鉱業		85
非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	その他の非金属鉱業	
銀行・信託業	銀行	87
	信用金庫	
	信用組合	
	農業共同組合	
	漁業協同組合	
	その他の銀行・信託	
その他の金融	質屋	88
	貸金	
	その他の金融	
証券、商品取引	証券、商品取引	89
保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
不動産業	建売、土地売買	91
	不動産代理仲介	
	その他の不動産	
その他の産業	教育	99
	分類不能	

目 次

・【別表一（一）】法人税の特別税率（普通法人）	
各事業年度の所得に係る申告書―普通法人（特定の医療法人を除く）	1
・【別表一（二）】法人税の特別税率（公益法人等）	
各事業年度の所得に係る申告書―公益法人等（一般社団法人等を除く）	2
・【別表一（三）】法人税の特別税率（特定の医療法人等）	
各事業年度の所得に係る申告書―特定の医療法人の分	3
・【別表六（六）】試験研究費の総額等に係る特別控除	
試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	4
・【別表六（七）】試験研究費に係る特別控除（中小企業者等）	
中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	5
・【別表六（八）】試験研究費の増加額等に係る特別控除	
試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	6
・【別表六（十）】エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別 控除	
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	7
・【別表六（十一）】中小企業者等が機械等を取得した場合の特別控除	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	8
・【別表六（十四）】事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別控除	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書	9
・【別表六（十七）】沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の 特別控除	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 に関する明細書	10
・【別表六（十八）】沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合 の特別控除	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控 除に関する明細書	12
・【別表八（一）】受取配当等の益金不算入	
受取配当等の益金不算入に関する明細書	13

・【別表十（一）】沖縄の認定法人の所得の特別控除	
沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書……………	14
・【別表十（二）】探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書……………	15
・【別表十（三）】対外船舶運行事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入	
対外船舶運行事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書……………	16
・【別表十（四）】商工組合等の留保金額の特別控除	
商工組合等の留保金額の特別控除額の計算に関する明細書……………	17
・【別表十（六）】収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除	
収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書……………	18
・【別表十（七）】社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入及び特定の基金に対する負担金等の損金算入	
社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書……………	19
・【別表十（八）】特定目的会社及び投資法人の支払配当の損金算入	
特定目的会社及び投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書……………	20
・【別表十（九）】特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入	
特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書……………	21
・【別表十一（一の二）】一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入	
一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書……………	22
・【別表十二（一）】海外投資等損失準備金の損金算入	
海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書……………	23
・【別表十二（二）】金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入	
金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書……………	25

・【別表十二（三）】岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭採鉱場に係る特定災害防止準備金の損金算入	
岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭採鉱場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	26
・【別表十二（四）】特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入	
特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	27
・【別表十二（六）】新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入	
新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書	28
・【別表十二（七）】使用済燃料再処理準備金の損金算入	
使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書	29
・【別表十二（八）】原子力発電施設解体準備金の損金算入	
原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	30
・【別表十二（九）】保険会社等の異常危険準備金の損金算入	
保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	31
・【別表十二（十）】特別修繕準備金の損金算入	
特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	32
・【別表十二（十一）】社会・地域貢献準備金の損金算入	
社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書	33
・【別表十二（十二）】農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入	
農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	34
・【別表十三（四）】収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入	
収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	35
・【別表十三（五）】特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入	
特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	36
・【別表十三（六）】特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入	
特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	41

・【別表十三（七）】大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書	42
・【別表十三（八）】認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入	
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	43
・【別表十三（十）】特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	44
・【別表十三（十一）】平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入	
平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	45
・【別表十三（十二）】賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入	
賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	46
・【別表十三（十三）】転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入	
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	47
・【別表十四（二）】寄附金の損金算入	
寄附金の損金算入に関する明細書	48
・【別表十六（一）】旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額	
旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	49
・【別表十六（二）】旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額	
旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	54
・【別表十六（三）】旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額	
旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	59

・【別表十六（四）】旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額	
旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書	64
・【別表十六（五）】取替法による取替資産の償却額	
取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	69
・【別表十六（七）】少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	74
・【別表十六（九）】特別償却準備金の損金算入	
特別償却準備金の損金算入に関する明細書	75
国税庁ホームページへの掲載	85

30欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

納税地 法人名 代表者 住所 事業年度 申告書 30欄 法人税額 所得金額 土地譲渡税額 控除税額 外国税額 控除した金額 控除しきれなかった金額 平成 年 月 日 決算確定の日 税務署長殿 平成 年 月 日 申告書 30欄 法人税額 所得金額 土地譲渡税額 控除税額 外国税額 控除した金額 控除しきれなかった金額 平成 年 月 日 決算確定の日 税務署長殿

別表一(二)

24欄及び28欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

F B 0 2 0 6

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種	概況	要否	別表等	青色申告	一連番号
納税地	電話() -	事業種目	期末現在の 出資金の額	円	整理番号	事業年度 (至)	売上金額	申告年月日
法人名		経理責任者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	①	申告区分	申告区	申告月	申告日
代表者 自署押印		添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、 組織再編成に係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産等の明細書		通信日付印	確認印	省 略	年 月 日
代表者 住 所					年 月 日			年 月 日

平成 年 月 日

事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

 翌年以降
送付要否
要 ○ 否 ○
適用額明細書
提出の有無
有 ○ 無 ○
税理士法第30条
の書面提出有
○ 税理士法第33条
の2の書面提出有
○

所得金額又は欠損金額 (別表四「44」の①)	1	十億	百万	千	円	この 申告 24欄 の繰戻しによる	所得税額等の還付金額 (47)	12	十億	百万	千	円
法人税額 (34)又は(37)	2						外	13				
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「27」+別表六(七)「26」+別表六 (八)「9」+別表六(十)「23」+別表六(十一)「22」 +別表六(十四)「32」+別表六(十七)「24」 +別表六(十八)「22」+別表六(二十一)「21」)	3											
差引法人税額 (2)-(3)	4											
リース特別控除取戻税額 (別表六(十二)「30」+別表六(十五)「30」+ 別表六(十九)「30」+別表六(二十二)「30」+ 別表六(二十五)「30」+別表六(二十七)「31」)	5											
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三 (三)「25」+別表三(四)「20」+別表三(五)「4」)	6											
土地譲渡金 同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41)	7											
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8											
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9											
控除税額 (8)-(9)と(45)のうち少ない金額	10											
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11											
法人税額の 適用がある 場合	24											
特別税率の適用がある場合	25											
(1)のうち(24)を超え年 10億円相当額以下の金額 99,200万円×12	26											
(1)のうち年10億円 相当額を超える金額 (1)-10億円×12	27											
所得金額(1) (24)+(25)+(26)	28											
(1)の金額又は800万円×12 相当額のうち少ない金額 (1)のうち800万円 相当額を超える金額 (1)-(28)	29											
所得金額(1) (28)+(29)	30											
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	38											
同(別表三(二)「28」)	39											
所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	42											
みなし配当の25%相当額 (別表六(一)「23」の計)	43											
外国税額 (別表六(二)「21」)	44											
計 (42)+(43)+(44)	45											
控除した金額 (10)	46											
控除しきれなかった金額 (45)-(46)	47											

特定の協同組合の法人税率の特例※を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の3の2第2項」
- ②区分番号に、「00005」
- ③適用額欄に、当該別表一(二)24欄の金額(円単位)を記載してください

※法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件のすべてに該当する協同組合等

28欄

公益法人等の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の3の2第1項第3号」
- ②区分番号に、「00003」
- ③適用額欄に、当該別表一(二)28欄の金額(円単位)を記載してください

残余財産の最後の分配 又は引渡しの日	平成 年 月 日
還付を受けるようとする金融機関等	銀行 本店・支店 出張所 本店・支店 出張所 本店・支店 出張所
※税務署処理欄	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号

法0301-0102

税理士
署名押印

①

別表一(三)

27欄及び29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

F B 0 3 0 3

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種	概況	要否	青色申告	一連番号
納税地	電話() -	事業種目				整理番号	
(フリガナ)						事業年度(至)	
法人名		経理責任者				売上金額	
(フリガナ)		自署押印				申告年月日	
代表者		旧納税地及び				申告区分	
自署押印		旧法人名等				庁指定	
代表者		添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書			局指定	
住所						指導等	
						区分	
						通信日付印	
						確認印	
						省略	
						年 月 日	
						年 月 日	

平成 年 月 日

事業年度分の

申告書

適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有	☐	☐
税理士法第33条の2の書面提出有	☐	☐

平成 年 月 日

所得金額又は欠損金額 (別表四「44」の①)	1	十億	百万	千	円
法人税額 (32)	2				
法人税額の特別控除額 (別表六「27」の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)	3				
差引法人税額 (2)-(3)	4				
リース特別控除戻戻税額 (別表六「27」の③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)	5				
土利課税土地譲渡利益金額 (別表三「20」の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)	6			0	0
同上に対する税額 (33)+(34)+(35)+(36)	7				
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8				
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9				
控除税額 (8)-(9)と(39)のうち少ない金額	10				
差引所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	11				0
中間申告分の法人税額	12				0
差引この申告による法人税額 (11)-(12)	13				0
法人税額の計算 (1)の金額又は800万円×12 相当額のうち少ない金額 (1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(27)	27				0
所得金額(1) (27)+(28)	29				0
土地譲渡税額 (別表三「27」)	33				0
同上 (別表三「20」)	34				0
所得税の額等 (別表六「27」の③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)	37				
外国税額 (別表六「21」)	38				
計 (37)+(38)	39				
控除した金額 (10)	40				
控除しきれなかった金額 (39)-(40)	41				

27欄

中小企業の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の3の2第1項第4号」
- ②区分番号に、「00004」
- ③適用額欄に、当該別表一(三)27欄の金額(円単位)を記載してください

29欄

特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の2第1項」
- ②区分番号に、「00272」
- ③適用額欄に、当該別表一(三)29欄の金額(円単位)を記載してください

法 0301-0103

税理士 署名押印	印
-------------	---

別表六(六)

11欄、18欄及び26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(六)

平二二・四・一以後終了事業年度分

試験	試験研究費の額	1	円	特別試験研究費の税額控除	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「20の②」)	17	円
	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	2			当期分の特別控除額 (16) - (17)	18	
	試験研究費割合 (1)	3			差引当期税額基準額残額 $(8) \text{ 又は } \left[(7) \times \frac{30}{100} \right] - (9) - (16)$	19	
額	に	税額控除限度額 (1) × (4) 又は (1) × (5)	6	円	前期繰越	繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「4の計」(総額+特別))	20
						平成21年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「7の計」(総額+特別))	21
						平成22年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「10の計」(総額+特別))	22
						計 (20) + (21) + (22)	23
						同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19) と (23) のうち少ない金額 (別表六(六)付表「1の①」) ≤ (別表六(六)付表「3の②」) の場合は 0	24
						法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「17の②」+「18の②」)	25
除	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「19の②」)	10		当期繰越税額控除額 (24) - (25)	26		
	当期分の特別控除額 (9) - (10)	11			法人税額の特別控除額 (11) + (18) + (26)	27	
特別試験研究費の税額控除	特別試験研究費の額 (29) の計	12		特別試験研究費の額の明細			
	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{ 又は } (5))$	13		試験研究等の内容			
	特別研究税額控除限度額 (12) × (13)	14	円	特別試験研究費の額			
	当期税額基準額残額 (8) - (9)	15					
	当期税額控除可能額 (14) と (15) のうち少ない金額	16		計			

18欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(特別試験研究費に該当するもの)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の4第2項」

②区分番号に、「00007」

③適用額欄に、当該別表六(六)18欄の金額(円単位)を記載してください

11欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の4第1項」

②区分番号に、「00006」

③適用額欄に、当該別表六(六)11欄の金額(円単位)を記載してください

26欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越控除額がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の4第3項」

②区分番号に、「00008」

③適用額欄に、当該別表六(六)26欄の金額(円単位)を記載してください

別表六(七)

7欄及び15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
事業年度	・	・	法人名	

別表六(七) 平二十二・四・

繰越税額控除の計算に関する明細			
前期超過要件に	当該事業年度	前事業年度又は前連結事業年度	
①	②		
円	円		

7欄 試験研究費の額 17

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の4第6項」

②区分番号に、「00009」

③適用額欄に、当該別表六(七)7欄の金額(円単位)を記載してください

業者等税額控除限度超過額の計算	平成21年度分繰越中小企業者等	事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額(23)-(24)
平	平	23	24	25	
平	平	円	円	外	円
平	平			外	

15欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の4第7項」

②区分番号に、「00010」

③適用額欄に、当該別表六(七)15欄の金額(円単位)を記載してください

額等の計算	平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算	連結事業年度	控除限度額	繰越税額	繰越税額
平	平	26	27	28	
平	平	円	円	外	円
平	平			外	
計	計				
当期分	当期分	(2)	(5)	外	
合計	合計				

御注意

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

試験研究費の額	1	
中小企業者等税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	2	
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	3	
当期税額基準額 (3) × $\frac{20 \text{又は} 30}{100}$	4	
当期税額控除可能額 (2)と(4)のうち少ない金額	5	
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「28の②」)	6	
当期分の特別控除額 (5) - (6)	7	
差引当期税額基準額残額 (4)又は $(3) \times \frac{30}{100} - (5)$	8	
繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (20)の計)	9	
平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (23)の計)	10	
平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (26)の計)	11	
計 (9) + (10) + (11)	12	
同上のうち当期繰越税額控除可能額 (8)と(12)のうち少ない金額 (17の①) ≤ (19の②)の場合は0)	13	
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「27の②」)	14	
当期繰越税額控除額 (13) - (14)	15	
法人税額の特別控除額 (7) + (15)	16	

別表六(八)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		・	・	法人名	別表六(八)	
円		平均売上金額	9	円	平二十二・四・一以後終了事業年度分	
試験研究費の額		1	平均売上金額の10%相当額	10		
当期の所得に対する法人税の額		2	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	11		
(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)			試験研究費割合	12		
比較試験研究費の額		3	超過税額控除割合	13		
(別表六(九)「10」)			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	14		
試験研究	基準試験研究費の額	4	る税額控除限度額	15		
	(別表六(九)「11」)		期税額基準額	16		
			期税額控除可能額	17		
19欄			法人税額超過構成額	18		
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の			法人税額の特別控除額	19		
①租税特別措置法の条項欄に、						
「第42条の4第9項第1号」又は「同第2号」						
②区分番号に、「00011」又は「00012」※						
③適用額欄に、当該別表六(八) 19欄の金額(円単位)						
を記載してください						
る税額控除	当期税額基準額	7	当期税額控除可能額	17		
	(2) × $\frac{10}{100}$		法人税額超過構成額	18		
	当期税額控除可能額	8	法人税額の特別控除額	19		
((6) と (7) のうち少ない金額)			(17) - (18)			

※第42条の4第9項第1号「00011」

当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合

※第42条の4第9項第2号「00012」

当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える場合

法 0301-0608

別表六(十)

17欄及び22欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十)

平二十二・四・一以後終了事業年度分

御注意

御注意 法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号()	第 号()	第 号()	第 号()	第 号()
事業種目	2					
資産区分	種類	3				
	構造、設備の種類又は区分	4				
	細目	5				
	取得年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	事業の用に供した年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・
	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得価額 ((8)-(9))又は((8)-(9))× $\frac{50}{100}$	10				
法人税額の特別						
当期分	取得価額の合計額 (10の合計)	11				
	税額控除限度額 (11)× $\frac{7}{100}$	12				
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	13				
	当期税額基準額 (13)× $\frac{20}{100}$	14				
	当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額	15				
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「33の②」)	16				
	当期分の特別控除額 (15)-(16)	17				
越 法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「32の②」)						
	当期繰越税額控除額 (20)-(21)	22				
	法人税額の特別控除額 (17)+(22)	23				
翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (24)-(25)			
平・・			26			
平・・						
平・・						
平・・						
計						
当期分						
合計						
機械設備等の概要						

17欄

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第42条の5第2項」

②区分番号に、「00029」

③適用額欄に、当該別表六(十)17欄の金額(円単位)を記載してください

22欄

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第42条の5第3項」

②区分番号に、「00030」

③適用額欄に、当該別表六(十)22欄の金額(円単位)を記載してください

別表六(十一)

16欄及び21欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表六(十一)

平二十二・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1
 (裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)
 取得に係る法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。

措法第42条の6第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産区分	3					
種 類	4					
機械装置等の名称	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
指定事業の用に供した年月日	7	円	円	円	円	円
取得価額又は製作価額	8					
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
差引改定取得価額 ((7)-(8))又は((7)-(8))× $\frac{75}{100}$	10					
法人税額の特別	11					
取得価額の合計額 (9)の合計	12					
税額控除限度額 (10)× $\frac{7}{100}$	13					
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	14					
当期税額基準額 (12)× $\frac{20}{100}$	15					
当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	16					
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「37の②」)	17					
当期分の特別控除額 (14)-(15)	18					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算	19					
事業年度又は連結事業年度	20					
前期繰越額又は当期税額控除限度額	21					
当期控除可能額等	22					
翌期繰越額 (23)-(24)	23					
平 . .	24					
平 . .	25					
平 . .	外					
平 . .	円					
計						
当期	外					
合						
	要					

16欄

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、
 「第42条の6第2項」
 ②区分番号に、「00043」
 ③適用額欄に、当該別表六(十一)16欄の金額(円単位)
 を記載してください

21欄

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、
 「第42条の6第3項」
 ②区分番号に、「00044」
 ③適用額欄に、当該別表六(十一)21欄の金額(円単位)
 を記載してください

16欄、21欄及び31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業年度	・ ・	・ ・	法人名	
------	--------	--------	-----	--

平二十二・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の7第1項各号の該当号		1	第	号	第	号	第	号	第	号	
事業種目		2									
資産区 欄	種類	3									
	設備の名称	4									
	取得年月日	5	平	.	.	平	.	.	平	.	.
事業の用に供した年月日		6	平	.	.	平	.	.	平	.	.
基礎強化設備等を取得した場合の法人税額の特 除を適用している場合には、適用額明細書の 租税特別措置法の条項欄に、 「第42条の7第2項」 区分番号に、「00069」 適用額欄に、当該別表六(十四)16欄の金額(円単					円			円			円

欄

の計算

を記載してください

を記載してください

	(10) × $\frac{7}{100}$			
当期分	取得価額の合計額 ((9)の合計)	12		
	税額控除限度額 (12) × $\frac{7}{100}$	13		
	当期税額控除可能額 ((11)と(13)のうち少ない金額)	14		
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「41の②」)	15		
	当期分の特別控除額 (14)－(15)	16		
前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (11)－(14)	17		
	繰越税額控除限度超過額 ((33)の計)	18		
	同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19		
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「40の②」)	20		
	当期繰越税額控除額 (19)－(20)	21		
	法人税額の特別控除額 (16)＋(21)＋(31)	32		

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (33)－(34)
	33	34	35
平成24年度		24,000,000	

を記載してください

別表六(十七)

18欄及び23欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十七)

平二十二・四・一以後終了事業年度分

措 法 第 42 条 の 9 第 1 項 の 表 の 各 号 の 該 当 号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事 業 種 目	2					
資 産 区 分	3					
種 類	4					
構造、設備の種類又は区分	5					
細 目	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取 得 年 月 日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
事業の用に供した年月日	8	円	円	円	円	円
取得価額又は製作価額	9					
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10					
差引改定取得価額 (8)-(9))						
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算						
取得価額の合計額 (10の合計)	11	円	差引当期税額基準額残額 (15)-(16)	19	円	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12		繰越税額超過額	20		
税 額 控 除 限 度 額 (11)-(12)× $\frac{15}{100}$ +(12)× $\frac{8}{100}$	13		繰越税額超過額	21		
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	14		繰越税額超過額	22		
当 期 税 額 基 準 額 (14)× $\frac{20}{100}$	15		法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「47の②」)	23		
当 期 税 額 控 除 可 能 額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16		当期繰越税額控除額 (21)-(22)	24		
法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十四)「48の②」)	17		法人税額の特別控除額 (18)+(23)			
当 期 分 の 特 別 控 除 額 (16)-(17)	18					
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算						
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌 期 繰 越 額 (25)-(26)			
	25	26	27			
平 . .	円	円				
平 . .		外	外		円	
平 . .		外	外			
平 . .		外	外			
平 . .		外	外			
平 . .		外	外			
平 . .		外	外			
平 . .		外	外			
平 . .		外	外			
平 . .		外	外			
計		(21)				
当 期 分	(13)	(16)	外			
合 計						
機 械 設 備 等 の 概 要						

○ 別表六（十七）「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光振興地域において工業用機械を取得した場合の特別控除（1 欄が「第 1 号」）	第 42 条の 9 第 1 項第 1 号	00072	「18」の欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（1 欄が「第 2 号」）	第 42 条の 9 第 1 項第 2 号	00074	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（1 欄が「第 3 号」）	第 42 条の 9 第 1 項第 3 号	00076	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（1 欄が「第 4 号」）	第 42 条の 9 第 1 項第 4 号	00078	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（1 欄が「第 5 号」）	第 42 条の 9 第 1 項第 5 号	00080	

○ 別表六（十七）「23」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 42 条の 9 第 2 項	00073	「23」の欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 42 条の 9 第 2 項	00075	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 42 条の 9 第 2 項	00077	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 42 条の 9 第 2 項	00079	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 42 条の 9 第 2 項	00081	

別表六(十八)

16欄及び21欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十八)

平二十二・四・一以後終了事業年度分

事業種目	1				事業年度又は 連結事業年度	前期繰越額 又は当期控除 限度額	当期控除 可能額等	翌期繰越額 (23) - (24)
種別	2				23	24	25	
資産区分	取得年月日	4	平・・	平・・	平・・			
	事業の用に供した年月日	5	平・・	平・・	平・・			
	取得価額又は製作価額	6	円	円	円			
	法人税法上の圧縮記帳 による積立金計上額	7						
	差引改定取得価額 (6) - (7)	8						
	取得価額の合計額 (8)の合計	9						
法人税取得の特 別控除	取得価額の合計額 (8)の合計	9						
	同上のうち建物及び その附属設備に係る額	10						
	税額控除限度額 (9) - (10) × $\frac{15}{100}$ + (10) × $\frac{8}{100}$	11						
	当期の所得に対する 法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一 (二)「2」又は別表一(三)「2」)	12						
	当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$	13						
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14						
前期繰越額の 繰越計算	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「54」の②)	15						
	当期分の特別控除額 (14) - (15)	16						
	差引当期税額基準額残額 (13) - (14)	17						
	繰越税額控除限度超過額 (29)の計	18						
	同上のうち当期繰越 税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19						
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「53」の②)	20						
前期繰越額の 繰越計算	当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21						
	法人税額の特別控除額 (16) + (21)	22						
設備等の概要								

16欄

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の10第2項」
- ②区分番号に、「00085」
- ③適用額欄に、当該別表六(十八)16欄の金額(円単位)を記載してください

21欄

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の10第3項」
- ②区分番号に、「00086」
- ③適用額欄に、当該別表六(十八)21欄の金額(円単位)を記載してください

別表八(一)

5欄、18欄及び40欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で43欄に記載された金額がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名
----------	--------	-----

別表八(一) 平成二十二・四・一以後終了事業年度

御注意

2 1
「31」欄には、貸借対照表に計上
「41」欄は、証券投資信託(公社債
100/100、50/100(1/2)又は50/100

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
連結法人株式等又は完全子法人株式等に 係る受取配当等の額 (38の計)	1	円		連結法人株式等又は完全子法人株式等に 係る受取配当等の額 (38の計)	15	円	
受取配当等の額 (39の計)	2			受取配当等の額 (39の計)	16		
当期に支払う負債利子等の額	3			当期に支払う負債利子等の額	17		
連結法人に支払う負債利子等の額	4			特別利子の額	18		
特別利子の額	5			国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」)	19		
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」)	6			差引金額 (17) - (18) - (19)	20		
差引金額 (3) - (4) - (5) - (6)	7			平成10年4月1日から平成12年3月31日まで又は 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間 に適用した各事業年度の負債利子等の額の合計額 の各事業年度の関係法人株式等	21		
総資産価額 (32の計)	8						

18欄

5欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例
(当年度実績により負債利子の額を計算する場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第67条の7第1項」
②区分番号に、「00279」
③適用額欄に、当該別表八(一)5欄の金額(円単位)
を記載してください

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例
(基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合)
を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第67条の7第1項」
②区分番号に、「00279」
③適用額欄に、当該別表八(一)18欄の金額(円単位)
を記載してください

受取配当等の益金不算入額 (1) + ((2) - (10)) + ((11) - (13)) × 50%	14			受取配当等の益金不算入額 (15) + ((16) - (24)) + ((25) - (28)) × 50%	29		
--	----	--	--	--	----	--	--

当年度実績による場合の総資産価額等の計算

区 分		総資産の帳簿価額	連結法人に支払う 負債利子等の元本 の負債の額等	総 資 産 価 額	期 末 関 係 法 人 株 式 等 帳 簿 価 額	期末その他株式等の帳簿価額 株式及び出資等	受益権の帳簿価額 × $\frac{50 \text{又は} 25}{100}$					
		32	43欄	30 - 31		34	35					
前 期 末 現 在 額						円	円					
当 期 末 現 在 額												
計												
		特定株式投信信託の収益の分配に係る受取配当等の 益金不算入等の特例を適用している場合には、適用額 明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第67条の6第1項」 ②区分番号に、「00278」 ③適用額欄に、当該別表八(一)40欄に「特定株式投 信」と記載した銘柄があり、同銘柄で43欄に記載の ある金額の合計額(円単位) を記載してください										
完全子法人株式等又は 連結法人株式等	法 人 名										配 当 等 の 額	
											36	円
関係法人株式等	法 人 名	本店の所				に 益金不算入の対象となる金額						
		保有期間	37		38	(37) 39						
				円		円						
計												
そ の 他 株 式 等	法 人 名 又 は 銘 柄	本店の所在地 (証券投信にあつては、特 定株式投信・外貨建等投 信・その他投信の別)	受 取 配 当 等 の 額 (その収入額× $\frac{100, 50 \text{又は} 25}{100}$)	左のうち益金の額に 算入される金額		益金不算入の対象となる金額 (41) - (42)						
		40	41	42		43						
				円	円		円					
計												

43欄

特定株式投信信託の収益の分配に係る受取配当等の
益金不算入等の特例を適用している場合には、適用額
明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第67条の6第1項」
②区分番号に、「00278」
③適用額欄に、当該別表八(一)40欄に「特定株式投
信」と記載した銘柄があり、同銘柄で43欄に記載の
ある金額の合計額(円単位)
を記載してください

別表十(一)
9欄及び12欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

② 沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度			法人名		()		
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は措法第68条の63第1項の表の各号の該当号 (第1号(情報通信産業特別地区)、第2号(特別自由貿易地域)又は第3号(金融業務特別地区))	1	第	号	所得金額仮計又は連結所得金額仮計(別表四「26の①」又は別表四の二「35の①」)	5	円
					軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	6	
					(5)と(6)のうち少ない金額	7	
					所得基準額 (7) × $\frac{35}{100}$	8	
設立年月日	2	平	.	.			
認定法人としての認定を受けた日	3	平	.	.	特別控除額(8)	9	
					人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額	10	
事業種目	4				人件費基準額 (10) × $\frac{20}{100}$	11	
					特別控除額(第3号に係る(8)と(11)のうち少ない金額)	12	

別表十(一)
平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1001

9欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(1欄が「第1号」)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第60条第1項第1号」
- ②区分番号に、「00208」
- ③適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください

12欄

沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第60条第1項第3号」
- ②区分番号に、「00210」
- ③適用額欄に、当該別表十(一)12欄の金額(円単位)を記載してください

9欄

沖縄の特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除(1欄が「第2号」)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第60条第1項第2号」
- ②区分番号に、「00209」
- ③適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください

16欄及び42欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
に関する明細書

()

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

準備金の名称		1	翌 期 繰 越 額 の 計 算 貸	期首探鉱準備金の金額又は 期首海外探鉱準備金の金額	12	F
当期積立額		2		当期益金算入額 3年を経過した場合の益金算入額 (25)の計)	13	
積 立 限 度 額 の 計 算	取額引の 基計算 準算	当期の指定期間の鉱物の 販売による収入金額	3	同上以外の場合による益金算入額 (26)の計+(27)の計)	14	
		取引基準額 (3)× $\frac{12}{100}$	4	計 (13)+(14)	15	
	所得基 準額 の 計 算	(3)の収入金額に係る費用等の額	5	当期積立額のうち損金算入額 (2)-(11)	16	
		鉱物の販売に係る所得金額 (3)-(5)	6	期末探鉱準備金の金額又は 期末海外探鉱準備金の金額 (12)-(15)+(16)	17	
		租税特別措置法施行令第34条第 若しくは第10項又は第39条の8第 4項若しくは第10項により控除		貸 貸借対照表に計上されている	18	
		採掘所得 (6)-(7)			19	
積立限度超		所得基準 (8)× $\frac{50}{100}$			20	
		積立限度 (((4)と(9)のうち少ない金額)			21	
積立限度超過額 (2)-(10)					22	
積立事業年度	当初の うち損				23	
					24	
：	：				25	
：	：				26	
：	：				27	
：	：				28	
：	：				29	
：	：				30	
：	：				31	
：	：				32	
：	：				33	
：	：				34	
：	：				35	
：	：				36	
：	：				37	
：	：				38	
：	：				39	
：	：				40	
：	：				41	
：	：				42	
：	：				43	
：	：				44	
：	：				45	
：	：				46	
：	：				47	
：	：				48	
：	：				49	
：	：				50	
：	：				51	
：	：				52	
：	：				53	
：	：				54	
：	：				55	
：	：				56	
：	：				57	
：	：				58	
：	：				59	
：	：				60	
：	：				61	
：	：				62	
：	：				63	
：	：				64	
：	：				65	
：	：				66	
：	：				67	
：	：				68	
：	：				69	
：	：				70	
：	：				71	
：	：				72	
：	：				73	
：	：				74	
：	：				75	
：	：				76	
：	：				77	
：	：				78	
：	：				79	
：	：				80	
：	：				81	
：	：				82	
：	：				83	
：	：				84	
：	：				85	
：	：				86	
：	：				87	
：	：				88	
：	：				89	
：	：				90	
：	：				91	
：	：				92	
：	：				93	
：	：				94	
：	：				95	
：	：				96	
：	：				97	
：	：				98	
：	：				99	
：	：				100	
：	：				101	
：	：					

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第59条第1項」又は「第2項」

②区分番号に、「00205」又は「00206」※

③適用額欄に、当該別表十(二)42欄の金額(円単位)を記載してください

※「第59条第1項」

「00205」 新鉱床探鉱費の特別控除

※「第59条第2項」

「00206」 海外新鉱床探鉱費の特別控除

探 鉱 費 基 準 額 の 計 算	当期に支出し 当期の探鉱費用		所得金額仮計 の二付表「41の①」)	37		
	(29)のうち国 内		5移転資産等の 譲渡損失額 の二付表「46の①」)	38		
	(29)のうち海 外		金等の当期控除額 等の当期控除額 (二)又は別表七 の二付表三)	39		
	(30)の額を 益金算入 探 鉱 (29)と		の特別控除額	40		
基 準 額 の 計 算	3年を経過した場合の益金算入額 (25)の計)	34				
	任意取崩し等の場合の益金算入額 (26)の計)	35				
	益 金 算 入 基 準 額 (34) + (35)	36				
算	所 得 基 準 額 ((37) + (38) - (39)) 又は ((37) + (38) - (40)))		41			
	特 別 控 除 額 ((33) 、 (36) と (41) のうち少ない金額)		42			

別表十(三)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・
・

法人名

()

別表十(三)

平二十二年・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算									
日本船舶・船員確保計画の認定日		1	平		認定計画に記載された計画期間		2	平	
			・					・	
			・					・	
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算									
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	3							
	日本船舶の純トン数	4	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(4)のうち1,000トン以下の純トン数	5							
	(5) × $\frac{1}{100}$ × 12	6	円	円	円	円	円	円	
	(4)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	7							
	(7) × $\frac{1}{100}$ × 9	8	円	円	円	円	円		
	(4)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	9							
	(9) × $\frac{1}{100}$ × 6	10	円	円	円	円	円		
	(4)のうち25,000トンを超える純トン数	11							
	(11) × $\frac{1}{100}$ × 30円	12							
日本船舶の一日当たり利益金額 (6) + (8) + (10) + (12)	13								
日本船舶の持分比率	14								
日本船舶の稼動日数	15	日	日	日	日	日	日	日	
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (13) × (14) × (15)	16	円	円	円	円	円	円	円	
損金算入額又は益金算入額の計算									
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(三)付表一「25」)	17	円				損金算入額 (17) - (18)	19	円	
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (16)の合計額	18					益金算入額 (18) - (17)	20		
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算									
認定の取消日		21	平		計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (25)の合計		22	円	
前金額までの合計損金の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度			日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額		損金算入額 (23) - (24)		
			23	24		25			
	平	・	・	円	円	円			
	平	・	・						
	平	・	・						
	平	・	・						
	平	・	・						
	平	・	・						
	平	・	・						
合計									

19欄

対外船舶運行事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合(損金算入額がある場合)には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第59条の2第1項」

②区分番号に、「00207」

③適用額欄に、当該別表十(三)19欄の金額(円単位)を記載してください

別表十(四)

47欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

商工組合等の留保所得の特別控除額の計算に関する明細書

事業年度	法人名						
所得金額の計算	所得金額総計 (別表四「35の①」)	1	円	改定人税留保金の計算	土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額(別表三(二)「27」+別表三(二の二)「28」+別表三(三)「23」+別表三(四)「15」)及び(別表六(十二)「30」+別表六(十五)「30」+別表六(十九)「30」+別表六(二十二)「30」+別表六(二十五)「30」+別表六(二十七)「31」)	26	円
所得金額の計算	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)及び別表七(二))	2			税額計 (21)+(22)+(23)+(26)又は(24)+(25)+(26)	27	
所得金額の計算	所得金額 (1)-(2)	3			控除税額 (別表四「30の①」並びに別表六(一)「6の③」及び「23の計」)	28	
総所得金額の計算	法人税額の還付金等(過誤納に係る還付金を除く) (別表四「21」)	4			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	29	
総所得金額の計算	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(二)「42」)	5			法人税額 (27)-(28)-(29)	30	
総所得金額の計算	収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(六)「18」、「33」、「38」、「43」及び「48」)	6			住民税額 (27)-(別表六(一)「23の計」)	31	
所得金額に係る社外流出額の計算	総所得金額 (3)+(4)+(5)+(6)	7			同上に係る住民税額 (均等割額を含む。)	32	
所得金額に係る社外流出額の計算	所得等からした剰余金の分配額	8			地方税法の規定により控除される外国法人税の額	33	
所得金額に係る社外流出額の計算	剰余金の分配以外の社外流出額	9			住民税額 (32)-(33)	34	
所得金額に係る社外流出額の計算	剰余金の分配額 (別表四社外流出配当)	10			改定留保金額 (14)-(30)-(34)	35	
所得金額に係る社外流出額の計算	差引社外流出額 (9)-(10)	11			出資金の額	36	
所得金額に係る社外流出額の計算	同上のうち所得金額に係るもの (11)× $\frac{(3)}{(7)}$	12			前期に係る剰余金の分配額 (前期の(42))	41	
所得金額に係る社外流出額の計算	所得金額に係る社外流出額 (8)+(12)	13			当期に係る剰余金の分配額	42	
留保金額	留保金額 (3)-(13)	14			法人税額等 (30)+(34)	43	
繰越利益積立金額の計算	期首利益積立 (別表五(一)「31の①」)	15		差引金額 (40)+(41)-(42)-(43)	44		
繰越利益積立金額の計算	合併により引き継いだ繰越利益積立金額	16		留保金額の繰越利益積立金額による限度額 (39)× $\frac{(35)}{(44)}$	45		
繰越利益積立金額の計算	繰越利益積立 (15)+(16)-(14)× $\frac{68}{100}$	17		控除対象留保金額 (35)と(45)のうち少ない金額	46		
繰越利益積立金額の計算	繰越利益積立 (15)+(16)-(14)× $\frac{68}{100}$	18		留保所得の特別控除額 (46)× $\frac{32}{100}$	47		
改定留保金額の計算	課税所得金額 (13)+(19)	20					
改定留保金額の計算	②0のうち年800万円相当額以下の金額の18%相当額 $800万円 \times \frac{\quad}{12} \times 18\%$	21					
改定留保金額の計算	②0のうち年800万円相当額を超える年10億円相当額以下の金額の22%相当額 $99,200万円 \times \frac{\quad}{12} \times 22\%$	22					
改定留保金額の計算	②0のうち年10億円相当額を超える金額の26%相当額 (20-10億円× $\frac{\quad}{12}$)×26%	23					
改定留保金額の計算	上記以外の場合 ②0の金額又は800万円× $\frac{\quad}{12}$ 相当額のうち少ない金額の18%相当額	24					
改定留保金額の計算	②0のうち年800万円相当額を超える金額の22%相当額	25					

47欄

商工組合等の留保所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第61条第1項」

②区分番号に、「00211」

③適用額欄に、当該別表十(四)47欄の金額(円単位)を記載してください

別表十(四)

平二二・四・一以後終了事業年度分

別表十(六)

18欄、33欄、38欄、43欄及び48欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十(六)

平二二・四・一以後終了事業年度分

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度

法人名

I 収用換地等の場合の所得 18欄 特別控除に関する明細書

38欄

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第65条の4第1項」
②区分番号に、「00219」
③適用額欄に、当該別表十(六)38欄の金額(円単位)を記載してください

収用換地等の場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第65条の2第1項」、「第2項」又は「第7項」※
②区分番号に、「00217」
③適用額欄に、当該別表十(六)18欄の金額(円単位)を記載してください

- ※「第65条の2第1項」
収用換地等により特別控除の適用を受ける場合
※「第65条の2第2項」
換地処分又は権利変換による交換取得資産とともに取得した補償金等について、特別控除の適用を受ける場合
※「第65条の2第7項」
特別勘定を取り崩して益金の額に算入した場合に、特別控除の適用を受ける場合

43欄

農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第65条の5第1項」
②区分番号に、「00220」
③適用額欄に、当該別表十(六)43欄の金額(円単位)を記載してください

特別控除残額
5,000万円 - (16)

特別控除額
((14)又は(15)と(17)のうち少ない金額)

等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算

当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額

1,500万円 - (34)

当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定の適用を受けた金額

特別控除残額
5,000万円 - (36)

特別控除額
(28)、(35)と(37)のうち少ない金額

農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の特別控除額の計算

当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額

800万円 - (39)

当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定の適用を受けた金額

特別控除残額
5,000万円 - (41)

特別控除額
(28)、(40)と(42)のうち少ない金額

特定長期所有土地等の特

当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額

1,000万円 - (44)

当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定の適用を受けた金額

特別控除残額
5,000万円 - (46)

特別控除額
(28)、(45)と(47)のうち少ない金額

48欄

特定の長期所有土地等の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第65条の5の2第1項」
②区分番号に、「00221」
③適用額欄に、当該別表十(六)48欄の金額(円単位)を記載してください

33欄

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第65条の3第1項」
②区分番号に、「00218」
③適用額欄に、当該別表十(六)33欄の金額(円単位)を記載してください

特別控除残額
5,000万円 - (31)

特別控除額
(28)、(30)と(32)のうち少ない金額

①

社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

診療報酬に係る収入金額	1	円	損の 金 算 入 額	診療報酬に係る経費の額	4	円
(1)のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			(4)のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16)	3			損金算入額 (3) - (5)	6	

損金算入限度額の計算

6欄

社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条第1項」
②区分番号に、「00271」
③適用額欄に、当該別表十(七)6欄の金額(円単位)を記載してください

法定経費率による経費の額

22欄

農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の3第1項」
②区分番号に、「00273」
③適用額欄に、当該別表十(七)22欄の金額(円単位)を記載してください

4,000万円を超え5,000万円以下の金額

10

計 (2)
(7) + (8) + (9) + (10)

11

25欄

II 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

植林費の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第52条第1項」
②区分番号に、「00186」
③適用額欄に、当該別表十(七)25欄の金額(同欄の金額が同表24欄の金額を超える場合には、同表24欄の金額(円単位))を記載してください

円	特別 控 除 額 の 計 算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
		譲渡原価の額 (19)	21	
		特別控除額 (20) - (21)	22	

植林費の損金算入に関する明細書

造林のために支出した植林費の額

23

損金算入限度額
(23) × $\frac{35}{100}$

24

損金算入額

25

限度超過額
(25) - (24)

26

31欄

IV 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第66条の11第1項」
②区分番号に、「00268」
③適用額欄に、当該別表十(七)31欄の金額(円単位)を記載してください

・	・	・	・	・	・
号	号	号	号	号	号
円	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	31				

法 0301-1007

-19-

④ 特定目的会社及び投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

別表十(八)

平二十二・四

I 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書									
配当の額の計算	利益の配当の額	1		円		特定社債の当期末残高	14		円
	みなし配当の額	2							
	配当の額 (1) + (2)	3			13欄	$(14) \times \frac{5}{100}$	15		
配当可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	4			特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合は、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第67条の14第1項」 ②区分番号に、「00280」 ③適用額欄に、当該別表十(八)13欄の金額(円単位)を記載してください				
	前期繰越損失の額	5							
	減損損失の額	6							
	$(6) \times \frac{90}{100}$	7							
	配当可能利益の額 (4) - (5) - (7)	8							
	$(8) - (特定社債の発行がある場合には、(8) - (23))$ (マイナスの場合は0)	9							
	$(9) \times \frac{90}{100}$	10							
	(3) が (10) を超える場合の (3) の額	11			場合の調整	(18) - (19)	20		
	所得金額総計 (別表四「35の①」)	12				損金の額に算入される減価償却費の額	21		
	支払配当の損金算入額 (11) と (12) のうち少ない金額	13				$(20) - (21) \times 2$ (マイナスの場合は0)	22		
						特定社債の発行がある場合の調整額 (17) + (22)	23		

II 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

II 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書									
配当等の額の計算	金銭の分配の額	24	円	投資法人に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の15第1項」 ②区分番号に、「00281」 ③適用額欄に、当該別表十(八)33欄の金額(円単位)を記載してください	の額の計算	の額の計算	の額の計算	の額の計算	の額の計算
	みなし配当等の額	25							
	小計 (24) + (25)	26							
	利益超過分配金額	27							
配当等	配当等の額 (26) - (27)	28		の額の計算	の額の計算	の額の計算	の額の計算	の額の計算	の額の計算
	配当可能利益の額 (43)	29							
$(29) \times \frac{90}{100}$		30		の額の計算	の額の計算	の額の計算	の額の計算	の額の計算	の額の計算
(26) が (30) を超える場合の (28) の額		31							
所得金額総計 (別表四「35の①」)		32							
支払配当の損金算入額 (31) と (32) のうち少ない金額		33							

控除済負ののれん発生益の額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算

負ののれん発生益の発生事業年度	負ののれん発生益の額	$(44) \times \frac{\text{当期の月数}}{1,200}$	前期までの加算額の累計 (前期までの(45)の累計)	当期加算額 (45) と ((44) - (46)) のうち少ない金額	不動産投資法人の特例		
	44	45	46	47	特定合併により移転を受けた土地等の合併時価額の総額	(48)のうち当期に譲渡又は消滅をした土地等の合併時価額	当期加算額 $(44) \times \frac{(49)}{(48)}$
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
計							

④ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業 年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表十(九)

平二二・四・二

Ⅰ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円		税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	9	円
	超 過 分 配 額	2					
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3					
	分 配 可 能 利 益 の 額 (16)	4					
	$(4) \times \frac{90}{100}$	5			の 差 引 計 (9) - (10) - (12) (マイナスの場合は0)	13	
	(1) が (5) を超える場合の (3) の額	6			の 超 過 分 配 額 (2)	14	
	所 得 金 額 総 計 (別表四「35の①」)	7			算 超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (14) に 充 て ら れ た 金 額	15	
	利 益 の 分 配 の 額 の うち 当期の損金の額に算入する金額 ((6) と (7) のうち少ない金額)	8			分 配 可 能 利 益 の 額 (13) + (14) - (15) (マイナスの場合は0)	16	

8欄

特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の3の2第1項」

②区分番号に、「00282」

③適用額欄に、当該別表十(九)8欄の金額(円単位)を記載してください

Ⅱ 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	17	円		前 当 期 純 利 益 金 額	24	円
	超 過 分 配 額	18					
	収 益 の 分 配 の 額 (17) - (18)	19					
	$\frac{(17)}{(31)}$	20					
	(20) が $\frac{90}{100}$ を超える場合の (19) の額	21	円		の 分 配 可 能 収 益 額 (24) - (25) - (27) (マイナスの場合は0)	28	
	所 得 金 額 総 計 (別表四「35の①」)	22			の 超 過 分 配 額 (18)	29	
	収 益 の 分 配 の 額 の うち 当期の損金の額に算入する金額 ((21) と (22) のうち少ない金額)	23			算 超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (29) に 充 て ら れ た 金 額	30	
					分 配 可 能 収 益 の 額 (28) + (29) - (30)	31	

23欄

特定投資信託に係る受託法人の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の3の3第1項」

②区分番号に、「00283」

③適用額欄に、当該別表十(九)23欄の金額(円単位)を記載してください

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

又は連結事業年度分

[illegible]

当 期 繰 入 額		1		円	前3年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度）末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9		
繰 入 限 度 額 の 計 算	期 末 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 帳 簿 価 額 の 合 計 額 (26の計)	2			(9) 年内事業年度における事業年度	10		
	貸 倒 実 績 率 (20)	3			7 欄 中小企業等の貸倒引当金の特例を適用している場合は、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第57条の10第3項」 ②区分番号に、「00202」 ③適用額欄に、当該別表十一（一の二）7欄の金単位）を記載してください			
	実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (28の計)	4						
	法 定 の 繰 入 率	5		1,000				
	繰 入 限 度 額 ((2) × (3)) 又は ((4) × (5))	6		円	ある損失の額等の場合には当該事業年度	第2項第2号ホの貸倒引当金勘定の金額の合計額	15	
	公 益 法 人 等 ・ 協 同 組 合 等 の 繰 入 限 度 額 ((2) × (3) × $\frac{116}{100}$) 又は ((4) × (5) × $\frac{116}{100}$)	7			の 計 算	益金の額に算入された令第96条第2項第2号への貸倒引当金勘定の金額等の合計額	16	
	繰 入 限 度 超 過 額 (1) - ((6) 又は (7))	8			算	益金の額に算入された令第96条第2項第2号トの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	17	
					12 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計	18		
					19 × 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計	19		
					貸 倒 実 績 率 (小数点以下4位未満切上げ)	20		

勘定科目	期末残高	権な額倒 債みる貸 掛とれば 売等さ及 否認額	(20) のうち 税務があつた れものとみな される債権の 額	個別評価の 対象となつて た債権及び合 等格によりに 非適に入等 併法に該する 移転債権等 掛債権額	全係連に充等 完関する人 結配あはす 連支が対掛の 債額	一括金銭 期末金の額 評価債権(21) + (22) - (24) - (23) (25)	実質的にみ ないもの額 債権とられも	差引期末一 括評価金額 債権の額 (26) - (27)
	21	22	23	24	25	26	27	28
	円	円	円	円	円	円	円	円
計								

平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債権からの控除割合(30) (小数点以下3位未満切捨て) (29)	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額 (26の計)×(31)	32	円

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()	
特 定 法 人 の 名 称 等		1	(第 号該当法人)	期 首 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額	16	
本店又は主たる事務所の所在地		2		5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額 (29) の 計	17	
資 源 開 発 投 資 法 人 等 の 認 定		3	昭平第 号	同上以外の場合による 益 金 算 入 額 (30) の 計	18	
特 定 株 式 等 の 認 定		4	昭平第 号	計 (17) + (18)	19	
特定法人株式等の保有割合の計算	期 末 現 在 の 旧 特 定 投 資 法 人 等 の 発 行 済 株 式 又 は 出 資 の 総 数 又 は 総 額	5		当期積立額のうち損金算入額 (9) - (15)	20	
	期末に有する旧特定投資法人等の株式又は出資の数又は金額	6		期 末 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額 (16) - (19) + (20)	21	
	共同して投資する内国法人等が有する旧特定海外事業法人等の株式又は出資の数又は金額	7		貸借対照表に計上されている 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	22	
	保 有 割 合 $\frac{(6) \text{ 又 は } (6) + (7)}{(5)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8		差 引 (22) - (21)	23	
当 期 積 立 額		9	円	貸借対照表の取崩不足額 (19) - ((9) - ((22) - 前期の(22)))	24	
積立限度額の計算	当期において取得した特定株式等の取得年月日	10	平 年 月 日	当期に生じた差額の合計額 (15) + (24)	25	
	(10)の特定株式等のうち期末にするものの取得価	11		前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(23))	26	
	同 上 の $\frac{30、90 \text{ 又 は } 100}{100}$ 相 当 額	12		P24参照		
	取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金額	13				
積 立 限 度 額 (12) - (13)		14				
積 立 限 度 超 過 額 (9) - (14)		15				
益 金 算 入 額 の 計 算						
積立事業年度		当初の積立額のうち損金算入額	期 首 現 在 の 準 備 金 の 額	当 期 益 金 算 入 額		
		27	28	5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 $(27) \times \frac{5}{60}$	(29) 以外の場合	翌 期 繰 越 額 (28) - (29) - (30)
				29	30	31
積立事業年度終了の日の翌日から五年を経過したもの	・	円	円	円	円	
	・					円
	・					
	・					
	・					
積立事業年度終了の日の翌日から五年を経過しないもの	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
当 期 分						
計			円	円	円	

別表十二(一) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十二（一）「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
海外投資等損失準備金（資源開発事業法人（第1号該当法人で第3号該当法人を除く））	「第55条第1項第1号」又は「第9項」	00188	「20」の欄の金額
海外投資等損失準備金（資源開発投資法人（第2号該当法人で第4号該当法人を除く））	「第55条第1項第2号」又は「第9項」	00189	
海外投資等損失準備金（資源炭鉱事業法人（第3号該当法人））	「第55条第1項第3号」又は「第9項」	00190	
海外投資等損失準備金（資源炭鉱投資法人（第4号該当法人））	「第55条第1項第4号」又は「第9項」	00191	

※「第55条第9項」は企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します

別表十二(二)

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()	
事業場の名称	1	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	6	円
特定施設の名称	2	当期益金算入額 鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	
		同上以外の場合による 益金算入額	8	
		計 (7) + (8)	9	
当期準備金積立額	3	当期準備金積立額のうち損金算入額 (3) - (5)	10	
積立限度額 (当期中に独立行政法人・天然 ガス・金属鉱業等鉱害防止 立てた鉱害防止準備金)	4	期末金属鉱業等鉱害防止準備金 の金額 (6) - (9) + (10)	11	
		貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	12	
		差引 (12) - (11)	13	
積立限度額 (3)		取崩不足額 (前期の(12))	14	
		差額の合計額 (14)	15	
		差額の合計額 (13)	16	

別表十二(二) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

10欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第55条の5第1項」又は「第7項」※

②区分番号に、「00192」

③適用額欄に、当該別表十二(二)10欄の金額(円単位)

を記載してください

※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第55条の5第7項」、それ以外は「第55条の5第1項」

法 0301-1202

① 岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名
 ()

別表十二(三)
 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場の所在地			1		翌期	期首特定災害防止準備金の金額		20		円	
採取、最終処分又は採掘の期間			2	平 平							
当期積立額			3		当期繰入額	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用を支出した場合の益金算入額		21		円	
積立限度額の計算	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の見積額	(4) × $\frac{\text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}{\text{当期の採取数量、最終処分数量又は採掘数量}}$	4			繰入額の計	同上以外の場合による益金算入額		22		
			5				計 (21) + (22)		23		
			6				当期積立額のうち損金算入額 (3) - (13)		24		
の	信託財産の当期増加額	当期の採取数量、最終処分数量又は採掘数量	7		の計	差引特定災害防止準備金の金額 (20) - (23) + (24)		25		円	
			8			度超過額 (18)		26			
計	前期末の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	(4) × $\frac{(6)}{(7)}$	9		計	災害防止準備金の金額 (20) - (26)		27		円	
			10			に計上されている災害防止準備金		28			
積立	差引	採掘災害防止費用の見積額 (4)	15		の金額との差額の明細	差引 (20) - (27)		29		円	
			16			貸借対照表の取崩不足額 (23) - ((3) - (28) - 前期の(28))		30			
限度超過額の計算	累積限度額	岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額 (9)	17		当期分	当期に生じた差額の合計額 (19) + (30)		31		円	
			18			前期末における差額 (前期の(29))		32			
限度超過額合計 (13) + (18)			19								

24欄
 特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第55条の6第1項」又は「第9項」※
 ②区分番号に、「00193」
 ③適用額欄に、当該別表十二(三)24欄の金額(円単位)を記載してください
 ※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第55条の6第9項」、それ以外は「第55条の6第1項」

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

特定廃棄物最終処分場の所在地	1			期首特定災害防止準備金の金額	6		円	
特定廃棄物最終処分場の名称	2		円	翌期繰越額の計算	当期益金算入額	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	
					同上以外の場合による益金算入額	8		
					計 (7) + (8)	9		
当期準備金積立額	3			当期準備金積立額のうち損金算入額 (3) - (5)	10			
積立限度額 (当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額)	4			貸借対照表の金額	期末特定災害防止準備金の金額 (6) - (9) + (10)	11		
					貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金	12		
					差引 (12) - (11)	13		
積立限度額 (3) - (4)				10欄	貸借対照表の取崩不足額 (12))	14		
					計額	15		
					差額	16		

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第55条の7第1項」又は「第7項」※

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第55条の7第1項」又は「第7項」※
②区分番号に、「00194」
③適用額欄に、当該別表十二(四)10欄の金額(円単位)
を記載してください

※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第55条の7第7項」、それ以外は「第55条の7第1項」

別表十二(四) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()	別表十二(六) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分		
大規模改修を実施する 新幹線鉄道の名称	1		期首新幹線鉄道大規模 改修準備金の金額	13	円	
引当金積立計画の承認年月日	2	平・	翌 当 期 期 益 金 算 入 額 の 計 算	最後の適用事業年度 の翌期首新幹線鉄道 大規模改修準備金の 金額 10年間均等 益金算入 額等 (14) × $\frac{\text{120月又は承認積立計画に係る工事予定期間の月数}}{120}$	14	
承認積立計画に記載された 引当金の積立期間	3	平・ 平・	同上以外の場合による 益金算入額	15		
同上の積立期間の月数	4	月	計 (15) + (16)	16		
当期積立額	5	円	当期積立額のうち損金算入額 (5) - (8)	17		
積立限度額 の計算	6		差引新幹線鉄道大規模 改修準備金の金額 (13) - (17) + (18)	18		
積立限度額 の計算	7		累計限度超過額 (11)	19		
積立限度 (5) - (7)			期末新幹線鉄道 大規模改修準備金の金額	20		
差引新幹 大規模改修準備金 (9)			準備金	21		
累計限度 超過額の計算			不足額 (22))	22		
累計限度 (9) - (11)			合計額	23		
限度超過額合計 (8) + (11)	12		明細 前 期 分 以 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(23))	24		

18欄

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第56条第1項」又は「第10項」

②区分番号に、「00195」

③適用額欄に、当該別表十二(六)18欄の金額(円単位)

を記載してください

※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第56条第10項」、それ以外は「第56条第1項」

別表十二(七)

13欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

別表十二(七)

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当 期 準 備 金 積 立 額		1	円	翌	期	期首使用済燃料再処理準備金の金額	9	円
積立限度超過額の計算	当 期 準 備 金 積 立 額	2		繰越金算入額の計算	当 期	使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10	
	積 立 限 度 額	3			益 金	同上以外の場合による益金算入額	11	
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕				計		12	
	(10) + (11)							
平成17年改正法附則の規定によるみなし使用済燃料	積立限度超過額	4		貸借対照表	当期準備金積立額のうち損金算入額		13	
	(2) - (3)				(1) - (8)			
	当 期 準 備 金 積 立 額	5			算	期末使用済燃料再処理準備金の金額	14	
	(9) - (12) + (13)							
当 期 積 立 限 度	積立限度額	6		明細	貸 借	貸借対照表に計上されている使用済燃料再処理準備金	15	
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕						16	
	積立限度額						17	
	(5) -						18	
当 期 積 立 限 度				前 分			19	
(4) + (7)					(前期の(16))			

13欄

使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第57条の3第1項」

②区分番号に、「00196」

③適用額欄に、当該別表十二(七)13欄の金額(円単位)を記載してください

法 0301-1207

別表十二(八)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特 定 原 子 力 発 電 施 設 の 名 称			1		翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首原子力発電施設解体準備金の金額		15		円
発 電 を 開 始 し た 日			2	昭 平		当 期 繰 越 額	解体費用を支出した場合の 益 金 算 入 額	16		
当 期 積 立 額			3				同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	17		
積 立 限 度 の 計 算	累 積 発 電 量 割 合	想 定 総 発 電 電 力 量	4				計 (16) + (17)	18		
		当 期 末 ま で の 発 電 量	5			当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (3) - (11)		19		
		$\frac{(5)}{(4)}$ (小数点以下4位未満切上げ)	6					20		
	当 期 末 の 解 体 費 用 見 積 額		7			差引原子力発電施設解体準備金の金額 (15) - (18) + (19)	21			
	当 期 の 累 積 限 度 額 (7) × $\frac{90}{100}$ × (6)		8			累 積 限 度 超 過 額 (13)	22			
	前 期 の 累 積 限 (前期の(8))					期末原子力発電施設解体準備金の金額	23			
積 立 限 度 超 過 額 (8) - (9)					24					
積 立 限 度 超 過 額 合 計 (3) - (10)					25					
累過 積額 限の 度計 超算	差引原子力発電施設解体準備 (20)			額 の 明 細	分	当期に生じた差引の合計額 (14) + (25)		26		
	累 積 限 度 超 過 額 (12) - (8)	13				前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(24))	27			
限 度 超 過 額 合 計 (11) + (13)		14		前 期 分 以						

19欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第57条の4第1項」
②区分番号に、「00197」
③適用額欄に、当該別表十二(八)19欄の金額(円単位)
を記載してください

19欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している
場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第57条の4第1項」
②区分番号に、「00197」
③適用額欄に、当該別表十二(八)19欄の金額(円単
位)
を記載してください

別表十二(八) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(九)
平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

保 險 等 の 種 類	1						合 計
異常危険準備金繰越額の計算							
期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円	円
当期異常危険準備金繰越額の計算							
異常災害損失等の補てん額	3						
同上以外の場合による益金算入額	4						
計 (3) + (4)	5						
10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額 (2) - (5)	6						
当期積立額	7						
正味収入保険料等	8						
積立率	9	()	()	()	()	()	
積立限度額 (8) × (9)	10	円	円	円	円	円	
差引積立限度超過額 (7) - (10)	11						円
10年洗替前の異常危険準備金の金額 (6) + (7) - (11)	12						

7欄

7欄

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第57条の5第1項」又は「第12項」※
- ② 区分番号に、「00198」
- ③ 適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(同欄の金額が10欄の金額を超える場合には、10欄の金額(円単位))

を記載してください

※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第57条の5条第12項」、それ以外は「第57条の5第1項」

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第57条の6第1項」又は「第8項」※
- ② 区分番号に、「00199」
- ③ 適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(同欄の金額が10欄の金額を超える場合には、10欄の金額(円単位))

を記載してください

※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第57条の6第8項」、それ以外は「第57条の6第1項」

損金算入額を超過した	(12) - (24) の金額	25					
	(13) と (25) のうち少ない金額	26					円
限度超過額合計 (11) + (26)		27					
期末異常危険準備金の金額 (6) + (7) - (27)		28					
貸借対照表に計上されている異常危険準備金		29					
差引 (29) - (28)		30					
当期分	貸借対照表の取崩不足額 ((5) + (26)) - ((7) - (29) - 前期の(29))	31					
	当期に生じた差額の合計額 (11) + (31)	32					
前分	前期末における差額 (前期の(30))	33					

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

資 産 の 種 類 及 び 名 称	1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	3	円	円	円	円
	当 期 繰 越 額 の 計 算	特別修繕費を支出した場合による 益 金 算 入 額	4			
	積立期間終了から2年経過後5年間 均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額	5				
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6				
	計 (4) + (5) + (6)	7				
	差 引 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (3) - (7)	8				
当 期 積 立 限 度 額	9					
積 立 限 度 額 の 計 算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10				
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11				
	(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12				
	$\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}}$	13	—	—	—	—
	(11) × (13)	14	円	円	円	円
積 立 限 度 超 過 額	15					
積 立 限 度 超 過 額 (9) - (15)	16					円
期 末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (8) + (9) - (16)						
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金						
照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	差 引 (18) - (17)					
	当 期 (7) - ((9) - ((18) - 前期の(18))					
	前 期 当期に生じた差額の合計 (16) + (20)					
前 期 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(19))						
特別修繕準備金の損金算入に関する明細書						
積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額	23					円
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23) × $\frac{1}{60}$	24					

9欄

特別修繕準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第57条の8第1項」又は「第10項」

②区分番号に、「00200」

③当該別表十二(十)9欄の金額(同欄の金額が15欄の金額を超える場合には、15欄の金額(円単位))を記載してください

※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第57条の8第10項」、それ以外は「第57条の8第1項」

別表十二(十一)

11欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

当 期 積 立 額		1	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首社会・地域貢献準備金の金額		7	円
積 立 限 度 額		2			日本郵政株式会社法第13条第4項 ただし書の規定により基金を取り崩した場合の益金算入額		8	
〔当期の日本郵政株式会社法第13条 第2項に規定する利益金の額のうち 社会・地域貢献基金に積み立てた金額〕					同上以外の場合による 益 金 算 入 額		9	
					計 (8) + (9)		10	
積 立 限 度 超 過 額 (1) - (2)		3		額	当期積立額のうち損金算入額 (1) - (3)		11	
累 積 限 度 超 過 額 の 計 算	差引社会・地域貢献準備金の金額 (12)			の	差引社会・地域貢献準備金の金額 (7) - (10) + (11)		12	
				計	累 積 限 度 超 過 額 (5)		13	
				算	期末社会・地域貢献準備金の金額 (12) + (13)		14	
							15	
累 積 限 度 超 過 (4) - 1 兆円							16	
限 度 超 過 額 合 計 (3) + (5)		6		左 期 分 の 明 細	当期に生じた差額の合計額 (6) + (17)		18	
				前 期 分 以 前	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(16))		19	

11欄

社会・地域貢献準備金の損金算入を適用している場合
には、適用額明細書の①租税特別措置法の条項欄に、
「第57条の9第1項」

②区分番号に、「00201」

③当該別表十二(十一)11欄の金額(円単位)
を記載してください

別表十二(十一)

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1211

13欄及び29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	・ ・	法人名	(
----------------------	--------	--------	-----	---

認定計画等の種類		1				期首農業経営基盤強化準備金の金額		9	
交付金等の該当号		2	第	号		翌 期 繰 越 額 の 計 算	当期益金算入額 5年を経過した場合の益金算入額 (22)の計)	10	
							同上以外の場合による益金算入額 (23)の計)+(24)の計)	11	
交付金等の額		3			円		計 (10)+(11)	12	
当期積立額		4					当期積立額のうち損金算入額 (4)-(8)	13	
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	5				貸借対照表の金額	期末農業経営基盤強化準備金の金額 (9)-(12)+(13)	14	
	所得基準額	6					貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金の金額 差引 (15)-(14)	15 16	
	積立限 ((5)と(6)のうち少ない方)						当 貸借対照表の取崩不足額 (12)-((14)-(15)+前期の(15))	17	
積立限度超 (4)-(7)							増減額 (17)-(16)	18	
							繰越額 (18)+(13)	19	
積立事業年度			当初	うち			額	翌期繰越額 (21)-(22) - (23)-(24)	
.	.						及び(23) の場合	- (23)-(24)	
.	.						24	25	
.	.						円	/	
.	.								
.	.								
.	.								
.	.								
.	.								
.	.								
.	.								
当期分									
計								円	

13欄

農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第61条の2第1項」

②区分番号に、「00212」

③当該別表十二(十二)13欄の金額(円単位)を記載してください

29欄

農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第61条の3第1項」

②区分番号に、「00213」

③当該別表十二(十二)29欄の金額(同欄の金額が36欄の金額を超える場合には、36欄の金額(円単位))を記載してください

取得資産の明細	取得した農用地等の種類	26				計
	取得年月日	27	平 . .	平 . .	平 . .	
	取得した農用地等の取得価額	28	円	円	円	
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は立金として積み立てた金額	29				
圧縮限度額の計	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (22)の計	30				
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (23)の計	31				
	(3)のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の額	32				
	計 (30) + (31) + (32)	33				
	所得基準額	34				
算	取得価額基準額 (28) - 1円	35	① 円	② 円	③ 円	① + ② + ③
	圧縮限度額 (33)、(34)と(35)のうち少ない金額	36				
算	個別資産の圧縮限度額	37	円	円	円	
	圧縮限度超過額 (29) - (37)	38	④	⑤	⑥	④ + ⑤ + ⑥

別表十三(四)

21欄、25欄及び34欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名		
公共事業者の名称 1		代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類	20	
21欄 収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(代替資産について帳簿価額の減額等をした場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第64条第1項」又は「第8項」※ ②区分番号に、「00214」 ③当該別表十三(四)21欄の金額(同欄の金額が23欄の金額を超える場合には、23欄の金額(円単位))を記載してください ※ 企業組織再編成に伴い、課税の特例を適用を受ける場合は「第64条第8項」、それ以外は「第64条第1項」		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21	円	
		代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22		
		圧縮限度額 (22) × (19)	23		
		圧縮限度超過額 (21) - (23)	24		
25欄 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(特別勘定を設けた場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第64条の2第1項」又は「第2項」※ ②区分番号に、「00215」 ③当該別表十三(四)25欄の金額(同欄の金額が27欄の金額を超える場合には、27欄の金額(円単位))を記載してください ※ 企業組織再編成に伴い、課税の特例を適用を受ける場合は「第64条の2第2項」、それ以外は「第64条の2第1項」		特別勘定に経理した金額	25		
		特別勘定の対象となり得る金額 (17) - (22)	26		
		繰入限度額 (26) × (19)	27		
		繰入限度超過額 (25) - (27)	28		
34欄 換地処分等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第65条第1項」又は「第5項」※ ②区分番号に、「00216」 ③当該別表十三(四)34欄の金額(同欄の金額が40欄の金額を超える場合には、40欄の金額(円単位))を記載してください ※ 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条第5項」、それ以外は「第65条第1項」		翌期の繰越額の計算	29		
		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30		
		当期中に益金の額に算入すべき金額	31		
		期末特別勘定残額 (29) - (30) - (31)	32		
交換取得資産の種類 33 交換取得資産の帳簿価額を減額した金額 34 円 交換取得資産について帳簿価額を減額した場合 圧縮限度額の帳簿価額の計算 圧縮限度額 35 交換取得資産の価額(7) 交換取得資産の価額に対応する帳簿価額(4)又は(14) 交換取得資産につき支払った交換差金の額 交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)又は(12) 計 (36) + (37) + (38) 圧縮限度額 (35) - (39) 圧縮限度超過額 (34) - (40)		交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34	円	
		交換取得資産の価額(7)	35		
		交換取得資産の価額に対応する帳簿価額(4)又は(14)	36		
		交換取得資産につき支払った交換差金の額	37		
		交換取得資産に係る譲渡経費の額	38		
		(10)又は(12)			
		計 (36) + (37) + (38)	39		
		圧縮限度額 (35) - (39)	40		
圧縮限度超過額 (34) - (40)		41			

別表十三(四) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮
額等の損金算入に関する明細書

(号該当)

事業年度
又は連結
事業年度: :
: :

法人名

()

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1						譲渡の日を含む 事業年度又は 連結事業年度
	同上の資産の取得年月日	2	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	平 . . 平 . .
	譲渡した資産の所在地	3						計
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
	対価の額	6	円	円	円	円	円	円
	譲渡直前の帳簿価額	7						
	譲渡に要した経費の額	8						
	計 (7) + (8)	9						
	差益割合	10						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11						
	取得した買換資産の所在地	12						
	取得年月日	13	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円	円	円
	ある場合 取得した土地等の面積	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	同上のうち買換えの特例 の対象とならない面積	16						
	取得価額 (14) × (15) - (16)	17	円	円	円	円	円	円
	買換資産の帳簿価額を減額し、 又は積立金として積み立てた金額	18						
	買換資産の取得のため(6の計)又は (6の計)のうち特別勘定残額に 対応するものから支出した金額	19						
	圧縮基礎取得価額 (14)又は(17)と(19)のうち少ない金額	20						
帳簿価額の減額等をした場合	買換取得 前期末の取得価額	21						
	買換取得 前期末の帳簿価額	22						
	圧縮基礎取得価額 (20) × (22) - (21)	23						
	圧縮限度額 (20)又は(23) × (10) × (0.8又は0.9)	24						
	圧縮限度超過額 (18) - (24)	25						
	対価の額の合計額	26	円					円
	対価のうち 又は連結事業 特別勘定	27						
	翌期繰越額の計算	28						
	同上のうち買換資産の取得 に充てようとする金額	29						
	同上のうち前期末までに買換 資産の取得に充てた金額	30						
対価の額の残額の計算	当期中において買換資産の 取得に充てた金額	31						
	翌期へ繰り越す対価の額の合計 額 (29) - (30) - (31)	32						
	特別勘定に経理した金額	33						円
	繰入の 繰入限度額 (29) × (10) × (0.8又は0.9)	34						
	繰入限度超過額 (33) - (34)	35						
	繰入限度超過額 (33) - (35)	36						
	当初の特別勘定の金額 (33) - (36)	37						
	同上のうち前期末までに 益金の額に算入された金額	38						
	当期中に益金の額に 算入すべき金額	39						
	期末特別勘定残額 (37) - (38) - (39)	40						

別表十三(五)

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P37・38参照

P38～P40参照

○ 別表十三（五）「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00222	「18」の欄の金額の合計（同欄の金額の合計が「24」欄の金額の合計を超える場合には、「24」の欄の金額の合計）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00223	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00224	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00225	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00226	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00227	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00228	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00229	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00230	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00231	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第11号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00232	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	区分番号
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 12 号該当)	「第 65 条の 7 第 1 項」若しくは「第 9 項」又は「第 65 条の 9」	00233	「18」の欄の金額の合計（同欄の金額の合計が「24」欄の金額の合計を超える場合には、「24」の欄の金額の合計）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 13 号該当)	「第 65 条の 7 第 1 項」若しくは「第 9 項」又は「第 65 条の 9」	00234	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 14 号該当)	「第 65 条の 7 第 1 項」若しくは「第 9 項」又は「第 65 条の 9」	00235	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 15 号該当)	「第 65 条の 7 第 1 項」若しくは「第 9 項」又は「第 65 条の 9」	00236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 16 号該当)	「第 65 条の 7 第 1 項」若しくは「第 9 項」又は「第 65 条の 9」	00237	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 17 号該当)	「第 65 条の 7 第 1 項」若しくは「第 9 項」又は「第 65 条の 9」	00238	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 18 号該当)	「第 65 条の 7 第 1 項」若しくは「第 9 項」又は「第 65 条の 9」	00239	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 19 号該当)	「第 65 条の 7 第 1 項」若しくは「第 9 項」又は「第 65 条の 9」	00240	

※「第 65 条の 7 第 9 項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します

※「第 65 条の 9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します

○ 別表十三（五）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	区分番号
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 1 号該当)	「第 65 条の 8 第 1 項」若しくは「第 2 項」又は「第 65 条の 9」	00241	「33」の欄の金額（同欄の金額が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 2 号該当)	「第 65 条の 8 第 1 項」若しくは「第 2 項」又は「第 65 条の 9」	00242	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00243	「33」の欄の金額（同欄の金額が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00244	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00245	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00246	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00247	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00248	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00249	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00250	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第11号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00251	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第12号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00252	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第13号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00253	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 14 号該当)	「第 65 条の 8 第 1 項」若しくは「第 2 項」又は「第 65 条の 9」	00254	「33」の欄の金額（同欄の金額が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 15 号該当)	「第 65 条の 8 第 1 項」若しくは「第 2 項」又は「第 65 条の 9」	00255	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 16 号該当)	「第 65 条の 8 第 1 項」若しくは「第 2 項」又は「第 65 条の 9」	00256	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 17 号該当)	「第 65 条の 8 第 1 項」若しくは「第 2 項」又は「第 65 条の 9」	00257	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 18 号該当)	「第 65 条の 8 第 1 項」若しくは「第 2 項」又は「第 65 条の 9」	00258	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 19 号該当)	「第 65 条の 8 第 1 項」若しくは「第 2 項」又は「第 65 条の 9」	00259	

※「第 65 条の 8 第 2 項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します

※「第 65 条の 9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します

13欄及び20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業年度
又は連結
事業年度



法人名

()

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

1

.

[illegible]

産の

額を

た金

3

平

① 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

23欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の11第1項」又は「第4項」(※2)
② 区分番号に、「00261」
③ 当該別表十三(七)23欄の金額(同欄の金額が29欄の金額を超える場合には、29欄の金額(円単位))を記載してください

(※1) 交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合
(※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の11第4項」、それ以外は「第65条の11第1項」

32欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の12第1項」又は「第3項」(※2)
② 区分番号に、「00262」
③ 当該別表十三(七)32欄の金額(同欄の金額が39欄の金額を超える場合には、39欄の金額(円単位))を記載してください

(※1) 特別勘定を設けた場合
(※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の12第3項」、それ以外は「第65条の12第3項」

交換又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合、宅地と交換差金を取得した場合

交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額
譲渡直前の帳簿価額(10)
取得資産等の価額(14)
取得資産等とともに取得した交換差金の額
譲渡資産の対価の額(7)
取得資産等の価額に対応する帳簿価額(16) × $\left(\frac{(17)}{(17)+(18)}\right)$ 又は $\left(\frac{(17)}{(19)}\right)$
圧縮限度額(17) - (20)
圧縮限度超過額(15) - (21)

15
16
17
18
19
20
21
22

事業年度又は連結事業年度	法人名			
交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23			円
取得資産等の価額(14)	24			
譲渡直前の帳簿価額(10)	25			
譲渡資産等とともに支出した交換差金の額	26			
譲渡資産の対価の額(7)	27			
(25) + (26) 又は (24) - (27))	28			
圧縮限度額(24) - (28)	29			
圧縮限度超過額(23) - (29)	30			
取得認定期間	31	平	平	
特別勘定に経理した金額	32			円
譲り受ける宅地の価額の見積額	33			
譲渡直前の帳簿価額(10)	34			
譲渡資産の対価の額(7)	35			
譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)	36			
譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき(34) × $\left(\frac{(33)}{(35)}\right)$	37			
譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(34) + ((33) - (35))	38			
繰入限度額(33) - ((36), (37) 又は (38))	39			
繰入限度超過額				

15欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の11第1項」又は「第4項」(※2)
② 区分番号に、「00261」
③ 当該別表十三(七)15欄の金額(同欄の金額が21欄の金額を超える場合には、21欄の金額(円単位))を記載してください

(※1) 交換により宅地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合
(※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の11第4項」、それ以外は「第65条の11第1項」

別表十三(八)

18欄、26欄及び35欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名	別表十三(八)	
事業用地適正化計画認定の日	1	平	.	.	
26欄	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の13第1項」又は「第4項」(※2) ② 区分番号に、「00263」 ③ 当該別表十三(八)26欄の金額(同欄の金額が32欄の金額を超える場合には、32欄の金額(円単位))を記載してください (※1) 交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合 (※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の13第4項」、それ以外は「第65条の13第1項」	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	26		円
26欄	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の13第1項」又は「第4項」(※2) ② 区分番号に、「00263」 ③ 当該別表十三(八)26欄の金額(同欄の金額が32欄の金額を超える場合には、32欄の金額(円単位))を記載してください (※1) 交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合 (※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の13第4項」、それ以外は「第65条の13第1項」	取得資産等の価額(17)	27		
		譲渡直前の帳簿価額(14)	28		
		譲渡資産等の譲渡とともに支出した交換差金の額	29		
		譲渡資産等の対価の額(11)	30		
		(28 + 29) 又は (27 + 28 - 30)	31		
圧縮限度額(27 - 31)	32				
圧縮限度超過額(26 - 32)	33				
35欄	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の14第1項」又は「第3項」(※2) ② 区分番号に、「00264」 ③ 当該別表十三(八)35欄の金額(同欄の金額が42欄の金額を超える場合には、42欄の金額(円単位))を記載してください (※1) 特別勘定を設けた場合 (※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の14第3項」、それ以外は「第65条の14第1項」	取得期間	34	平	.
35欄	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の14第1項」又は「第3項」(※2) ② 区分番号に、「00264」 ③ 当該別表十三(八)35欄の金額(同欄の金額が42欄の金額を超える場合には、42欄の金額(円単位))を記載してください (※1) 特別勘定を設けた場合 (※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の14第3項」、それ以外は「第65条の14第1項」	特別勘定に経理した金額	35		円
		譲り受ける土地建物等の価額の見積額	36		
		譲渡直前の帳簿価額(14)	37		
		譲渡資産の対価の額(11)	38		
		譲渡に係る対価の額と譲り受ける土地建物等の価額の見積額が等しいとき(37)	39		
譲渡に係る対価の額が譲り受ける土地建物等の価額の見積額を超えるとき $(37) \times \frac{(36)}{(38)}$	40				
譲り受ける土地建物等の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき $(37) + ((36) - (38))$	41				
繰入限度額 $(36) - ((39), (40) \text{ 又は } (41))$	42				
18欄	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の13第1項」又は「第4項」(※2) ② 区分番号に、「00263」 ③ 当該別表十三(八)18欄の金額(同欄の金額が24欄の金額を超える場合には、24欄の金額(円単位))を記載してください (※1) 交換等により土地建物等のみを取得した場合、土地建物等と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額を超える場合 (※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の13第4項」、それ以外は「第65条の13第1項」	取得した土地建物等の価額	17		
18欄	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の13第1項」又は「第4項」(※2) ② 区分番号に、「00263」 ③ 当該別表十三(八)18欄の金額(同欄の金額が24欄の金額を超える場合には、24欄の金額(円単位))を記載してください (※1) 交換等により土地建物等のみを取得した場合、土地建物等と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額を超える場合 (※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の13第4項」、それ以外は「第65条の13第1項」	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18		
		譲渡直前の帳簿価額(14)	19		
		取得資産等の価額(17)	20		
		取得資産等とともに取得した交換差金の額	21		
		譲渡資産等の対価の額(11)	22		
取得資産等の価額に 対応する帳簿価額 $(19) \times \frac{(20)}{(20 + 21)}$ 又は $\frac{(20)}{(22)}$	23				
圧縮限度額 (20 - 23)	24				
圧縮限度超過額 (18 - 24)	25				

別表十三(十)

13欄及び20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	法人名	()
交換の年月日	1	平 . .
交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13	円
譲渡直前の帳簿価額	14	(8)
交換取得資産の価額	15	(11)
交換取得資産とともに取得した交換差金の額	16	
交換取得資産の価額に	17	
対応する帳簿価額	17	$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$
圧縮限度額	18	$(15) - (17)$
圧縮限度超過額	19	$(13) - (18)$
交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20	
交換取得資産の価額	21	(11)
譲渡直前の帳簿価額	22	(8)
交換とともに支出した交換差金の額	23	
計	24	$(22) + (23)$
圧縮限度額	25	$(21) - (24)$
圧縮限度超過額	26	$(20) - (25)$

別表十三(十) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

13欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第66条第1項」又は「第4項」(※2)

②区分番号に、「00265」

③当該別表十三(十)13欄の金額(同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額(円単位))を記載してください

(※1) 交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合

(※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第66条第4項」、それ以外は「第66条第1項」

20欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第66条第1項」又は「第4項」(※2)

②区分番号に、「00265」

③当該別表十三(十)20欄の金額(同欄の金額が25欄の金額を超える場合には、25欄の金額(円単位))を記載してください

(※1) 交換とともに交換差金を支出した場合

(※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第66条第4項」、それ以外は「第66条第1項」

明細	取得した土地等の面積	12	平方メートル
----	------------	----	--------

別表十三(十一)

17欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の
圧縮額の損金算入に関する明細書事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(十一)

平成二十二年・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先 行 取 得 土 地 等 の 明 細

		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平	・	・	平	・	・
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平	・	・	平	・	・
届出書の提出年月日	3	平	・	・	平	・	・
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額	6	円	円	円	円	円	円
前期までに損金算入された積立金計上額	7						
差引取得価額 (6) - (7)	8						

17欄

圧縮土地等の明細

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第66条の2第1項」又は「第7項」※

②区分番号に、「00266」

③当該別表十三(十一)17欄の金額(同欄の金額が21欄の金額を超える場合には、21欄の金額(円単位))を記載してください

※ 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第66条の2第7項」、それ以外は「第66条の2第1項」

譲渡土地等の譲渡年月日		計
譲渡土地等の所在地		
譲渡利益	対価の額	円
金額の計算	譲渡直前の帳簿価額	
	譲渡に要した経費の額	
	計 (12) + (13)	
	譲渡利益金額 (11) - (14)	

圧 縮 限 度 額 の 計 算

		①	②	③	④	⑤
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17					
圧縮限度額の計算	18					
(15)の計) × (80%又は60%)	19		②1の①	②1の①+②	②1の①+②+③	②1の①+②+③+④
(18)のうち適用済みの金額	20					
(18) - (19)	21					
個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額	22					
圧縮限度超過額 (17) - ②1						

別表十三(十二)

5欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

(

)

別表十三(十二)

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

賦課金の額

1

円

試験研究用資産の
帳簿価額を減額した金額

5

円

5欄

技術研究組合の所得計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第66条の10第1項」

②区分番号に、「00267」

③当該別表十三(十二)5欄の金額(同欄の金額が7欄の金額を超える場合には、7欄の金額(円単位))を記載してください

圧縮限
度の
計算(3)のうち固定資産の
取得等に充てた金額

6

圧縮限度額
(6)又は((6)－1円)

7

取得した試験研究用
資産の種類

4

圧縮限度超過額
(5)－(7)

8

法 0301-1312

別表十三(十三)

8欄、13欄及び17欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

別表十三(十三)

平二十二年・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

8欄

転廃業助成金等に係る課税の特例※を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第67条の4第1項」

②区分番号に、「00274」

③当該別表十三(十三)8欄の金額(同欄の金額が7欄の金額を超える場合には、7欄の金額(円単位))を記載してください

※減価補てん金により帳簿価額の減額をした場合

告示年月日 4 平 . .
告示番号 5 第 号
交付を受けた助成金等の額 6 円

した固定資産等の圧縮額等の計算

帳簿価額の減額等をした場合

特別勘定を設けた場合

減価償却資産の減価補てん費に対応する助成金等の額

7

円

減価償却資産の帳簿価額を減額した金額

8

損金不算入額
(8) - (7)

9

特別勘定に経理した金額

17

繰入限度額

18

(12) - (14)

転廃業助成金の額

10

減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額

11

差引転廃業助成金の額
(10) - (11)

12

固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額

13

圧縮限度額の計算
固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額

14

圧縮限度額
(14)又は((14)-1円)

15

圧縮限度超過額
(13) - (15)

16

17欄

転廃業助成金等に係る課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第67条の4第4項」又は「第5項」(※2)

②区分番号に、「00276」

③当該別表十三(十三)17欄の金額(同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額(円単位))を記載してください

(※1)特別勘定を設けた場合

(※2)企業組織再編成のに伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第67条の4第5項」、それ以外は「第67条の4第1項」

13欄

転廃業助成金等に係る課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第67条の4第2項」又は「第3項」(※2)

②区分番号に、「00275」

③当該別表十三(十三)13欄の金額(同欄の金額が15欄の金額を超える場合には、15欄の金額(円単位))を記載してください

(※1)転廃業助成金の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合

(※2)企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第67条の4第3項」、それ以外は「第67条の4第2項」

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度

法人名

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合			
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	損金算入限度額	支出した寄附金の額	長期給付事業への繰入利子額	25
		特定公益増進法人等に対する寄附金 (42の計)	2			同上以外のみなし寄附金額	26
		その他の寄附金額	3				
		計 (1)+(2)+(3)	4				
		完全支配関係がある法人に対する寄附金 (42の計)	5				
		計 (4)+(5)	6				
	所得金額仮計 (別表四「26の①」)	7	入	計 (25)+(26)+(27)	28		
	寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		所得金額仮計 (別表四「26の①」)	29		
	同上の2.5相当額	9		所得金額 (別表五「29の①」)	30		
	期末の資本金等の額 (別表五「30の①」)	10		50相当額 (別表五「30の②」)	31		
同上の							
同上の							
一般寄附金 (9)							
寄附金支出前所得金額 (8)							
期末の資本金等の額 (10)							
特定公益増進法人等に対する寄附金 (11)							
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (12)と(14又は15)のうち少ない金額	16			算	損金算入限度額 (別表五「31の①」又は(別表五「31の②」のうち多い金額)	34	
指定寄附金等の金額 (1)	18			指定寄附金等の金額 (41の計)	35		
国外関連者に対する寄附金額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額	19			国外関連者に対する寄附金額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額	36		
同上のうち損金算入されない金額 (20)-(9)	20			同上のうち損金算入されない金額 (20)-(9)	37		
国外関連者 (20)-(9)	21			国外関連者 (20)-(9)	38		
完全支配関係がある法人に対する寄附金 (22)	22			完全支配関係がある法人に対する寄附金 (22)	39		
寄附した				寄附した			
寄附先又は受託者				寄附先又は受託者			
所在地				所在地			
寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称				寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称			
寄附金額又は支出金額 (42)				寄附金額又は支出金額 (42)			
計				計			
その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細							
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額			

別表十四(二)

平二十二・四・一以後終了事業年度分

26欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（公益法人等がみなし寄附金を支出した場合）を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第66条の11の2第1項」

②区分番号に、「00269」

③当該別表十四(二)26欄の金額(円単位)を記載してください

42欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第66条の11の2第2項」

②区分番号に、「00270」

③当該別表十四(二)42欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額(円単位)を記載してください

特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人若しくは特定地域雇用会社若しくは特定地域雇用等促進法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

○ 別表十六（一）「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等 を取得した場合の特別償却	第 42 条の 5 第 1 項第 1 号	00013	「32」の欄の金額
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 1 号)	00014	
	第 42 条の 5 第 1 項第 2 号	00017	
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 2 号)	00018	
	第 42 条の 5 第 1 項第 3 号	00021	
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 3 号)	00022	
	第 42 条の 5 第 1 項第 4 号	00025	
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 4 号)	00026	
中小企業者等が機械等 を取得した場合の特別償却	第 42 条の 6 第 1 項第 1 号	00031	
	第 42 条の 6 第 1 項第 2 号	00034	
	第 42 条の 6 第 1 項第 3 号	00037	
	第 42 条の 6 第 1 項第 4 号	00040	
事業基盤強化設備等 を取得した場合等の特別償却	第 42 条の 7 第 1 項第 1 号	00045	
	第 42 条の 7 第 1 項第 2 号	00048	
	第 42 条の 7 第 1 項第 3 号	00051	
	第 42 条の 7 第 1 項第 4 号	00054	
	第 42 条の 7 第 1 項第 5 号	00057	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 42 条の 7 第 1 項第 6 号	00060	「32」の欄の金額
	第 42 条の 7 第 1 項第 7 号	00063	
	第 42 条の 7 第 1 項第 8 号	00066	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第 42 条の 10 第 1 項	00082	
公害防止用設備の特別償却	第 43 条第 1 項第 1 号	00087	
船舶の特別償却	第 43 条第 1 項第 2 号	00090	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第 43 条の 2 第 1 項	00093	
地震防災対策用資産の特別償却	第 44 条第 1 項	00096	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第 44 条の 2 第 1 項	00099	
事業革新設備等の特別償却	第 44 条の 3 第 1 項	00102	
	第 44 条の 3 第 2 項	00105	
	第 44 条の 3 第 3 項	00108	
共同利用施設の特別償却	第 44 条の 4 第 1 項	00111	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	第 44 条の 5 第 1 項	00114	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 45 条第 1 項第 1 号イ	00117	
	第 45 条第 1 項第 1 号ロ	00120	
	第 45 条第 1 項第 1 号ハ	00123	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 45 条第 1 項第 1 号ニ	00126	「32」の欄の金額
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 45 条第 1 項第 2 号	00129	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 45 条第 1 項第 3 号	00132	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第 45 条第 1 項第 4 号	00135	
医療用機器等の特別償却	第 45 条の 2 第 1 項第 1 号	00138	
	第 45 条の 2 第 1 項第 2 号	00141	
	第 45 条の 2 第 1 項第 3 号	00144	
	第 45 条の 2 第 2 項	00147	
	第 45 条の 2 第 3 項	00150	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第 46 条第 1 項	00153	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 46 条の 2 第 1 項	00156	
	第 46 条の 2 第 2 項第 1 号	00159	
	第 46 条の 2 第 2 項第 2 号	00162	
	第 46 条の 2 第 2 項第 3 号	00165	
	第 46 条の 2 第 2 項第 4 号	00168	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第 46 条の 3 第 1 項	00171	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業所内託児施設等の割増償却	第 46 条の 4 第 1 項	00174	「32」の欄の金額
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第 47 条第 1 項	00177	
特定再開発建築物等の割増償却	第 47 条の 2 第 1 項	00180	
倉庫用建物等の割増償却	第 48 条第 1 項	00183	

○ 別表十六（一）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第 52 条の 2 第 1 項」（特別償却不足額）又は「第 4 項」（合併等特別償却不足額）	00187	「33」の欄の金額

36欄及び37欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にし、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資 産 区 分	種 類	1							
	構 造	2							
	細 目	3							
	取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・	
事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5								
	耐 用 年 数	6		年		年		年	
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	
	圧縮記帳による積立金計上額	8							
	差引取得価額 (7)－(8)	9							
償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	期末現在の帳簿記載金額	10							
	期末現在の積立金の額	11							
	積立金の期中取崩額	12							
償 却 額 計 算 の 基 礎 と な る 額	差引帳簿記載金額 (10)－(11)＝(12)	13	外△		外△		外△		
	損金に計上した当期償却額	14							
	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	合 計 (13)＋(14)＋(15)	16							
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17							
	償却額計算の基礎となる金額 (16)－(17)	18							
	平成19年3月31日以前取得分	19							
	(16)＞(19)の場合	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	20						
		旧定率法の償却率	21		円		円		円
		算出償却額 (18)×(20)	22	()	()	()	()	()	()
	(16)≤(19)の場合	増加償却額 (21)×割増率	23						
		計 (21)＋(22)又は(18)－(19)	24						
		算出償却額 (19－1円)× $\frac{1}{60}$	25						
平成19年4月1日以後取得分	26		円			円			
定率法の償却率	27								
調整前償却額 (18)×(25)	28		円		円		円		
保証率	29								
償却保証額 (9)×(27)	30		円		円		円		
当 期 分 の 特 別 償 却 限 度 額 等	(26)＜(28)の場合	改定取得価額	31						
		改定償却率	32						
		改定償却額 (29)×(30)	33	()	()	()	()	()	()
	増 加 償 却 額 (26)又は(31)×割増率	計	34						
		又は(31)＋(32)	35						
		当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	36						
	特に商租税特別措置法適用の特例がある場合	37	() 条 項	() 条 項	() 条 項	() 条 項	() 条 項	() 条 項	
	特別償却限度額	38	外	円	外	円	外	円	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	39							
	合 計 (34)＋(36)＋(37)	40							
当 期 償 却 額	41								
償 却 不 足 額 (38)－(39)	42								
償 却 超 過 額 (39)－(38)	43								
償 却 超 過 額	前期からの繰越額	44	外		外		外		
	当期償却不足によるもの	45							
	損立金取崩しによるもの	46							
特 別 償 却 不 足 額	差引合計翌期への繰越額 (41)＋(42)－(43)－(44)	47							
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((40)－(43))と((36)＋(37))のうち少ない金額)	48							
	当期において切り捨ててる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	49							
差引翌期への繰越額 (46)－(47)	50								
翌期額への内繰戻	51	平 ・ ・ 平 ・ ・							
適 合	格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((40)－(43))と(46)のうち少ない金額)	52							
備考									

○ 別表十六（二）「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第 42 条の 5 第 1 項第 1 号	00013	「36」の欄の金額
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 1 号)	00014	
	第 42 条の 5 第 1 項第 2 号	00017	
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 2 号)	00018	
	第 42 条の 5 第 1 項第 3 号	00021	
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 3 号)	00022	
	第 42 条の 5 第 1 項第 4 号	00025	
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 4 号)	00026	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第 42 条の 6 第 1 項第 1 号	00031	
	第 42 条の 6 第 1 項第 2 号	00034	
	第 42 条の 6 第 1 項第 3 号	00037	
	第 42 条の 6 第 1 項第 4 号	00040	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 42 条の 7 第 1 項第 1 号	00045	
	第 42 条の 7 第 1 項第 2 号	00048	
	第 42 条の 7 第 1 項第 3 号	00051	
	第 42 条の 7 第 1 項第 4 号	00054	
	第 42 条の 7 第 1 項第 5 号	00057	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 42 条の 7 第 1 項第 6 号	00060	「36」の欄の金額
	第 42 条の 7 第 1 項第 7 号	00063	
	第 42 条の 7 第 1 項第 8 号	00066	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第 42 条の 10 第 1 項	00082	
公害防止用設備の特別償却	第 43 条第 1 項第 1 号	00087	
船舶の特別償却	第 43 条第 1 項第 2 号	00090	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第 43 条の 2 第 1 項	00093	
地震防災対策用資産の特別償却	第 44 条第 1 項	00096	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第 44 条の 2 第 1 項	00099	
事業革新設備等の特別償却	第 44 条の 3 第 1 項	00102	
	第 44 条の 3 第 2 項	00105	
	第 44 条の 3 第 3 項	00108	
共同利用施設の特別償却	第 44 条の 4 第 1 項	00111	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	第 44 条の 5 第 1 項	00114	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 45 条第 1 項第 1 号イ	00117	
	第 45 条第 1 項第 1 号ロ	00120	
	第 45 条第 1 項第 1 号ハ	00123	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 45 条第 1 項第 1 号ニ	00126	「36」の欄の金額
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 45 条第 1 項第 2 号	00129	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 45 条第 1 項第 3 号	00132	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第 45 条第 1 項第 4 号	00135	
医療用機器等の特別償却	第 45 条の 2 第 1 項第 1 号	00138	
	第 45 条の 2 第 1 項第 2 号	00141	
	第 45 条の 2 第 1 項第 3 号	00144	
	第 45 条の 2 第 2 項	00147	
	第 45 条の 2 第 3 項	00150	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第 46 条第 1 項	00153	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 46 条の 2 第 1 項	00156	
	第 46 条の 2 第 2 項第 1 号	00159	
	第 46 条の 2 第 2 項第 2 号	00162	
	第 46 条の 2 第 2 項第 3 号	00165	
	第 46 条の 2 第 2 項第 4 号	00168	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第 46 条の 3 第 1 項	00171	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業所内託児施設等の割増償却	第 46 条の 4 第 1 項	00174	「36」の欄の金額
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第 47 条第 1 項	00177	
特定再開発建築物等の割増償却	第 47 条の 2 第 1 項	00180	
倉庫用建物等の割増償却	第 48 条第 1 項	00183	

○ 別表十六（二）「37」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第 52 条の 2 第 1 項」（特別償却不足額）又は「第 4 項」（合併等特別償却不足額）	00187	「37」の欄の金額

別表十六(三)

32欄及び33欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

別表十六(三)

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類	1							
	構造	2							
	細目	3							
	取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5							
取得価額	取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円	外
	圧縮記帳による積立金計上額	7							
	差引取得価額 (6)-(7)	8							
	償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	9							
	期末現在の積立金の額	10							
帳簿価額	積立金の期中取崩額	11							
	差引帳簿記載金額 (9)-(10)-(11)	12	外△		外△		外△		外△
	損金に計上した当期償却額	13							
	前期から繰り越した償却超過額	14	外		外		外		外
	合 計 (12)+(13)+(14)	15							
鉱山の命数	16		年		年		年		年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17								
同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン		トン		トン
経済的採掘可能数量	19								
当期産出鉱量	20								
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	21		円				円	円
	残存価額	22							
	差引取得価額×5% (8)× $\frac{5}{100}$	23							
	旧生産高比例法の償却額 計算の基礎となる金額 (8)-(23)	24							
	鉱量1トン当たり償却金額 (18)又は(19)のうち少ないトン数	25							
	算出償却額 (20×24)又は(15)-(23)	26							
	算出償却額 (20-1円)× $\frac{5}{100}$	27							
	生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)	28							
	鉱量1トン当たり償却金額 (18)又は(19)のうち少ないトン数	29							
	算出償却額 (20×28)	30							
当期分の特別償却限度額	当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)	31	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
	租税特別措置法適用条項	32	外	円	外	円	外	円	外
	特別償却限度額	33							
	前期から繰り越した特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	34							
	合 計 (30)+(32)+(33)	35							
差引	当期償却額	36							
	償却不足額 (34)-(35)	37							
	償却超過額 (35)-(34)	38							
	前期からの繰越額	39	外		外		外		外
	償却超過額	40							
特別償却不足額	当期に繰り越すべき特別償却不足額 (36)-(37)と(32)+(33)のうち少ない金額	41							
	当期において切り捨て特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	42							
	差引翌期への繰越額 (42)-(43)	43							
	翌期繰越額の 平 . . . 平 . . .	44							
	当期分不足額	45							
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (36)-(37)と(32)のうち少ない金額	46								
備考	47								

P60～P63参照

P63参照

○ 別表十六（三）「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第 42 条の 5 第 1 項第 1 号	00013	「32」の欄の金額
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 1 号)	00014	
	第 42 条の 5 第 1 項第 2 号	00017	
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 2 号)	00018	
	第 42 条の 5 第 1 項第 3 号	00021	
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 3 号)	00022	
	第 42 条の 5 第 1 項第 4 号	00025	
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 4 号)	00026	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第 42 条の 6 第 1 項第 1 号	00031	
	第 42 条の 6 第 1 項第 2 号	00034	
	第 42 条の 6 第 1 項第 3 号	00037	
	第 42 条の 6 第 1 項第 4 号	00040	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 42 条の 7 第 1 項第 1 号	00045	
	第 42 条の 7 第 1 項第 2 号	00048	
	第 42 条の 7 第 1 項第 3 号	00051	
	第 42 条の 7 第 1 項第 4 号	00054	
	第 42 条の 7 第 1 項第 5 号	00057	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 42 条の 7 第 1 項第 6 号	00060	「32」の欄の金額
	第 42 条の 7 第 1 項第 7 号	00063	
	第 42 条の 7 第 1 項第 8 号	00066	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第 42 条の 10 第 1 項	00082	
公害防止用設備の特別償却	第 43 条第 1 項第 1 号	00087	
船舶の特別償却	第 43 条第 1 項第 2 号	00090	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第 43 条の 2 第 1 項	00093	
地震防災対策用資産の特別償却	第 44 条第 1 項	00096	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第 44 条の 2 第 1 項	00099	
事業革新設備等の特別償却	第 44 条の 3 第 1 項	00102	
	第 44 条の 3 第 2 項	00105	
	第 44 条の 3 第 3 項	00108	
共同利用施設の特別償却	第 44 条の 4 第 1 項	00111	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	第 44 条の 5 第 1 項	00114	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 45 条第 1 項第 1 号イ	00117	
	第 45 条第 1 項第 1 号ロ	00120	
	第 45 条第 1 項第 1 号ハ	00123	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 45 条第 1 項第 1 号ニ	00126	「32」の欄の金額
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 45 条第 1 項第 2 号	00129	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 45 条第 1 項第 3 号	00132	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第 45 条第 1 項第 4 号	00135	
医療用機器等の特別償却	第 45 条の 2 第 1 項第 1 号	00138	
	第 45 条の 2 第 1 項第 2 号	00141	
	第 45 条の 2 第 1 項第 3 号	00144	
	第 45 条の 2 第 2 項	00147	
	第 45 条の 2 第 3 項	00150	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第 46 条第 1 項	00153	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 46 条の 2 第 1 項	00156	
	第 46 条の 2 第 2 項第 1 号	00159	
	第 46 条の 2 第 2 項第 2 号	00162	
	第 46 条の 2 第 2 項第 3 号	00165	
	第 46 条の 2 第 2 項第 4 号	00168	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第 46 条の 3 第 1 項	00171	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業所内託児施設等の割増償却	第 46 条の 4 第 1 項	00174	「32」の欄の金額
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第 47 条第 1 項	00177	
特定再開発建築物等の割増償却	第 47 条の 2 第 1 項	00180	
倉庫用建物等の割増償却	第 48 条第 1 項	00183	

○ 別表十六（三）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第 52 条の 2 第 1 項」（特別償却不足額）又は「第 4 項」（合併等特別償却不足額）	00187	「33」の欄の金額

別表十六(四)

28欄及び29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十六(四)

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資 産 区 分	種 類	1							
	構 造	2							
	細 目	3							
	契 約 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・	
	賃貸の用又は事業の用に供した年月	5							
償 却 額 計 算 の 基 礎 と な る	旧国外リース期間定額法	取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円
		圧縮記帳による積立金計上額	7						
		差 引 取 得 価 額 (6) - (7)	8						
		見 積 残 存 価 額	9						
		償却額計算の基礎となる金額 (8) - (9)	10						
	旧リース期間定額法	旧リース期間定額法 を採用した事業年度	11	平	平	平	平	平	
		取得価額又は製作価額	12	外	円	外	円	外	円
		上記(12)のうち(11)の事業年度前 に損金の額に算入された金額	13						
		差 引 取 得 価 額 (12) - (13)	14						
		残 価 保 証 額	15						
金 額	リース期間定額法	取 得 価 額	17	外				外	
		残 価 保 証 額	18						
		償却額計算の基礎となる金額 (17) - (18)	19						
帳 簿 記 載 金 額	償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	20							
	期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	21							
	積 立 金 の 期 中 取 崩 額	22							
	差 引 帳 簿 記 載 金 額 (20) - (21) - (22)	23	外△		外△		外△		
当 期 分 の 償 却 限 度 額	リース期間又は改定リース期間の月数	24	() 月	() 月	() 月	() 月	() 月		
	当 期 に お け る リ ー ス 期 間 は 改 定 リ ー ス 期 間 の 月 数	25							
	当期分の普通償却限度額 (10)、(16)又は(19) × 25%	26	円	円	円	円	円		
	特別償却限度額	27	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項		
	特別償却限度額	28	外	円	外	円	外	円	
	前期から繰り越した特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	29							
	合 計 (26) + (28) + (29)	30							
	当 期 償 却 額	31							
	差 引	償 却 不 足 額 (30) - (31)	32						
		償 却 超 過 額 (31) - (30)	33						
償 却 超 過 額	前 期 か ら の 繰 越 額	34	外		外		外		
	当期容損額	35							
	積立金取崩しによるもの	36							
	差引合計翌期への繰越額 (33) + (34) - (35) - (36)	37							
特 別 償 却 不 足 額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((32) - (33)) と (28) + (29) のうち少ない金額	38							
	当期において切り捨てた特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	39							
	差引翌期への繰越額 (38) - (39)	40							
	翌繰内繰越額の 平 . . . 平 . . .	41							
	当期分不足額	42							
備 考	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((32) - (33)) と (28) のうち少ない金額	43							

P65～P68参照

P68参照

○ 別表十六（四）「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等 を取得した場合の特別償却	第 42 条の 5 第 1 項第 1 号	00013	「28」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 42 条の 5 第 6 項 （同条第 1 項第 1 号）	00014	
	第 42 条の 5 第 1 項第 2 号	00017	
	第 42 条の 5 第 6 項 （同条第 1 項第 2 号）	00018	
	第 42 条の 5 第 1 項第 3 号	00021	
	第 42 条の 5 第 6 項 （同条第 1 項第 3 号）	00022	
	第 42 条の 5 第 1 項第 4 号	00025	
	第 42 条の 5 第 6 項 （同条第 1 項第 4 号）	00026	
中小企業者等が機械等 を取得した場合の特別償却	第 42 条の 6 第 1 項第 1 号	00031	
	第 42 条の 6 第 1 項第 2 号	00034	
	第 42 条の 6 第 1 項第 3 号	00037	
	第 42 条の 6 第 1 項第 4 号	00040	
事業基盤強化設備等 を取得した場合等の特別償却	第 42 条の 7 第 1 項第 1 号	00045	
	第 42 条の 7 第 1 項第 2 号	00048	
	第 42 条の 7 第 1 項第 3 号	00051	
	第 42 条の 7 第 1 項第 4 号	00054	
	第 42 条の 7 第 1 項第 5 号	00057	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 42 条の 7 第 1 項第 6 号	00060	「28」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 42 条の 7 第 1 項第 7 号	00063	
	第 42 条の 7 第 1 項第 8 号	00066	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第 42 条の 10 第 1 項	00082	
公害防止用設備の特別償却	第 43 条第 1 項第 1 号	00087	
船舶の特別償却	第 43 条第 1 項第 2 号	00090	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第 43 条の 2 第 1 項	00093	
地震防災対策用資産の特別償却	第 44 条第 1 項	00096	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第 44 条の 2 第 1 項	00099	
事業革新設備等の特別償却	第 44 条の 3 第 1 項	00102	
	第 44 条の 3 第 2 項	00105	
	第 44 条の 3 第 3 項	00108	
共同利用施設の特別償却	第 44 条の 4 第 1 項	00111	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	第 44 条の 5 第 1 項	00114	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 45 条第 1 項第 1 号イ	00117	
	第 45 条第 1 項第 1 号ロ	00120	
	第 45 条第 1 項第 1 号ハ	00123	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 45 条第 1 項第 1 号ニ	00126	「28」の欄の金額（区分ごとの合計）
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 45 条第 1 項第 2 号	00129	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 45 条第 1 項第 3 号	00132	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第 45 条第 1 項第 4 号	00135	
医療用機器等の特別償却	第 45 条の 2 第 1 項第 1 号	00138	
	第 45 条の 2 第 1 項第 2 号	00141	
	第 45 条の 2 第 1 項第 3 号	00144	
	第 45 条の 2 第 2 項	00147	
	第 45 条の 2 第 3 項	00150	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第 46 条第 1 項	00153	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 46 条の 2 第 1 項	00156	
	第 46 条の 2 第 2 項第 1 号	00159	
	第 46 条の 2 第 2 項第 2 号	00162	
	第 46 条の 2 第 2 項第 3 号	00165	
	第 46 条の 2 第 2 項第 4 号	00168	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第 46 条の 3 第 1 項	00171	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業所内託児施設等の割増償却	第 46 条の 4 第 1 項	00174	「28」の欄の金額（区分ごとの合計）
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第 47 条第 1 項	00177	
特定再開発建築物等の割増償却	第 47 条の 2 第 1 項	00180	
倉庫用建物等の割増償却	第 48 条第 1 項	00183	

○ 別表十六（四）「29」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第 52 条の 2 第 1 項」（特別償却不足額）又は「第 4 項」（合併等特別償却不足額）	00187	「29」の欄の金額（区分ごとの合計）

別表十六(五)

30欄及び31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外
	圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引取得価額 (7)-(8)	9					
帳簿	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
償却額	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	合 計 (13)+(14)+(15)	16					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17					
	旧定率法又は定率法の償却額計算の基礎となる金額	18					
当期分の普通償却限度額	旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)-(9)× $\frac{10}{100}$	19					
	旧定額法の償却率	20					
	旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21				円	円
	旧定率法の償却率	22					
	算出償却額 (19)×(20)又は(21)×(22)	23		円		円	円
	定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)	24					
	定額法の償却率	25					
	定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	26		円		円	円
	定率法の償却率	27					
	算出償却額 (24)×(25)又は(26)×(27)	28		円		円	円
	当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)	29					
当期分の特別償却限度額	特別償却限度額	30	(外)	(外)	(外)	(外)	(外)
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	31					
	合 計 (29)+(30)+(31)	32					
	差引取得価額×50% (9)× $\frac{50}{100}$	33					
償却限度額	当期償却可能限度額	34					
	当期の通常償却額 ((32)又は(34)のうち少ない金額)	35					
	取り替えた新たな資産に係る損金算入額	36					
	償却限度額 (35)+(36)	37					
	当期償却額	38					
差引	償却不足額 (37)-(38)	39					
	償却超過額 (38)-(37)	40					
償却超過額	前期からの繰越額	41	外			外	
	当認容損金 償却不足によるもの	42					
	積立金取崩しによるもの	43					
	差引合計翌期への繰越額 (40)+(41)-(42)-(43)	44					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((39)-(42)と(30)+(31)のうち少ない金額)	45					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	46					
	差引翌期への繰越額 (45)-(46)	47					
	繰越内平・平・平・平	48					
	当期分不足額	49					
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((39)-(42)と(30)のうち少ない金額)	50					
	備考						

別表十六(五) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十六（五）「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第 42 条の 5 第 1 項第 1 号	00013	「30」の欄の金額
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 1 号)	00014	
	第 42 条の 5 第 1 項第 2 号	00017	
	第 42 条の 5 第 6 項(同条第 1 項第 2 号)	00018	
	第 42 条の 5 第 1 項第 3 号	00021	
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 3 号)	00022	
	第 42 条の 5 第 1 項第 4 号	00025	
	第 42 条の 5 第 6 項 (同条第 1 項第 4 号)	00026	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第 42 条の 6 第 1 項第 1 号	00031	
	第 42 条の 6 第 1 項第 2 号	00034	
	第 42 条の 6 第 1 項第 3 号	00037	
	第 42 条の 6 第 1 項第 4 号	00040	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 42 条の 7 第 1 項第 1 号	00045	
	第 42 条の 7 第 1 項第 2 号	00048	
	第 42 条の 7 第 1 項第 3 号	00051	
	第 42 条の 7 第 1 項第 4 号	00054	
	第 42 条の 7 第 1 項第 5 号	00057	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 42 条の 7 第 1 項第 6 号	00060	「30」の欄の金額
	第 42 条の 7 第 1 項第 7 号	00063	
	第 42 条の 7 第 1 項第 8 号	00066	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第 42 条の 10 第 1 項	00082	
公害防止用設備の特別償却	第 43 条第 1 項第 1 号	00087	
船舶の特別償却	第 43 条第 1 項第 2 号	00090	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第 43 条の 2 第 1 項	00093	
地震防災対策用資産の特別償却	第 44 条第 1 項	00096	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第 44 条の 2 第 1 項	00099	
事業革新設備等の特別償却	第 44 条の 3 第 1 項	00102	
	第 44 条の 3 第 2 項	00105	
	第 44 条の 3 第 3 項	00108	
共同利用施設の特別償却	第 44 条の 4 第 1 項	00111	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	第 44 条の 5 第 1 項	00114	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 45 条第 1 項第 1 号イ	00117	
	第 45 条第 1 項第 1 号ロ	00120	
	第 45 条第 1 項第 1 号ハ	00123	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 45 条第 1 項第 1 号ニ	00126	「30」の欄の金額
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 45 条第 1 項第 2 号	00129	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 45 条第 1 項第 3 号	00132	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第 45 条第 1 項第 4 号	00135	
医療用機器等の特別償却	第 45 条の 2 第 1 項第 1 号	00138	
	第 45 条の 2 第 1 項第 2 号	00141	
	第 45 条の 2 第 1 項第 3 号	00144	
	第 45 条の 2 第 2 項	00147	
	第 45 条の 2 第 3 項	00150	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第 46 条第 1 項	00153	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 46 条の 2 第 1 項	00156	
	第 46 条の 2 第 2 項第 1 号	00159	
	第 46 条の 2 第 2 項第 2 号	00162	
	第 46 条の 2 第 2 項第 3 号	00165	
	第 46 条の 2 第 2 項第 4 号	00168	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第 46 条の 3 第 1 項	00171	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業所内託児施設等の割増償却	第 46 条の 4 第 1 項	00174	「30」の欄の金額
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第 47 条第 1 項	00177	
特定再開発建築物等の割増償却	第 47 条の 2 第 1 項	00180	
倉庫用建物等の割増償却	第 48 条第 1 項	00183	

○ 別表十六（五）「31」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第 52 条の 2 第 1 項」（特別償却不足額）又は「第 4 項」（合併等特別償却不足額）	00187	「31」の欄の金額

別表十六(七)
8欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十六(七) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
--------------	------------	-----	-----

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の102の2）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)							8 円

8欄

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の5第1項」②区分番号に、「00277」③適用額欄に、当該別表十六(七)8欄の金額(円単位)を記載してください

9欄及び20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P80~P84参照

積立事業年度	当初の積立額の うち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (30)－(31)－(32)
			均等取崩しによる場合 (29)× $\frac{84}{84}$	(31)以外の場合	
	29	30	31	32	33
・ ・	円	円	円	円	
・ ・					円
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
計					

○ 別表十六（九）「9」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 1 号)	00016	「9」の欄の金額(「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額)
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 2 号)	00020	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 3 号)	00024	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 4 号)	00028	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 1 号)	00033	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 2 号)	00036	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 3 号)	00039	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 4 号)	00042	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 1 号)	00047	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 2 号)	00050	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 3 号)	00053	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 4 号)	00056	「9」の欄の金額(「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額)
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 5 号)	00059	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 6 号)	00062	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 7 号)	00065	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 8 号)	00068	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00084	
公害防止用設備の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00089	
船舶の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00092	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00095	
地震防災対策用資産の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00098	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00101	
事業革新設備等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (44 条の 3 第 1 項)	00104	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (44 条の 3 第 2 項)	00107	「9」の欄の金額(「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額)
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (44 条の 3 第 3 項)	00110	
共同利用施設の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00113	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00116	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 45 条第 1 項の表の第 1 号イ)	00119	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 45 条第 1 項の表の第 1 号ロ)	00122	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 45 条第 1 項の表の第 1 号ハ)	00125	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 45 条第 1 項の表の第 1 号ニ)	00128	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00131	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00134	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00137	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」 (45 条の 2 第 1 項第 1 号)	00140	「9」の欄の金額(「15」 の欄に記載がある場合 には、「15」の欄の金額 を控除した金額)
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」 (45 条の 2 第 1 項第 2 号)	00143	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」 (45 条の 2 第 1 項第 3 号)	00146	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」 (45 条の 2 第 2 項)	00149	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」 (第 45 条の 2 第 3 項)	00152	
経営基盤強化計画を実施する 指定中小企業者の機械等 の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」	00155	
障害者を雇用する場合の機 械等の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」 (第 46 条の 2 第 1 項)	00158	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」(第 46 条の 2 第 2 項の表の第 1 号)	00161	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」(第 46 条の 2 第 2 項の表の第 2 号)	00164	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」(第 46 条の 2 第 2 項の表の第 3 号)	00167	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」(第 46 条の 2 第 2 項の表の第 4 号)	00170	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」	00173	「9」の欄の金額（「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額）
事業所内託児施設等の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」	00176	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」	00179	
特定再開発建築物等の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」	00182	
倉庫用建物等の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」	00185	

○ 別表十六（九）「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 1 号)	00015	「20」の欄の金額
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 2 号)	00019	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 3 号)	00023	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 4 号)	00027	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 1 号)	00032	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 2 号)	00035	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 3 号)	00038	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
中小企業者等が機械等を取 得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 4 号)	00041	「20」の欄の金額
事業基盤強化設備等を取 得した場合等の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 1 号)	00046	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 2 号)	00049	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 3 号)	00052	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 4 号)	00055	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 5 号)	00058	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 6 号)	00061	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 7 号)	00064	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 8 号)	00067	
沖縄の特定中小企業者が 経営革新設備等を取 得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00083	
公害防止用設備の特別償 却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00088	
船舶の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00091	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
関西文化学術研究都市の 文化学術研究地区におけ る文化学術研究施設の特 別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00094	「20」の欄の金額
地震防災対策用資産の特 別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00097	
集積区域における集積産 業用資産の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00100	
事業革新設備等の特別償 却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (44 条の 3 第 1 項)	00103	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (44 条の 3 第 2 項)	00106	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (44 条の 3 第 3 項)	00109	
共同利用施設の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00112	
新用途米穀加工品等製造 設備の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00115	
特定地域における工業用 機械等の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」(第 45 条第 1 項の表の第 1 号イ)	00118	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」(第 45 条第 1 項の表の第 1 号ロ)	00121	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」(第 45 条第 1 項の表の第 1 号ハ)	00124	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」(第 45 条第 1 項の表の第 1 号ニ)	00127	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取 得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00130	「20」の欄の金額
沖縄の自由貿易地域及び 特別自由貿易地域におい て工業用機械等を取 得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00133	
沖縄の離島地域における 旅館業用建物等の特別償 却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00136	
医療用機器等の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 45 条の 2 第 1 項第 1 号)	00139	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 45 条の 2 第 1 項第 2 号)	00142	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 45 条の 2 第 1 項第 3 号)	00145	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 45 条の 2 第 2 項)	00148	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 45 条の 2 第 3 項)	00151	
経営基盤強化計画を実施 する指定中小企業者の機 械等の割増償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00154	
障害者を雇用する場合の 機械等の割増償却等	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 46 条の 2 第 1 項)	00157	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」(第 46 条の 2 第 2 項の表 の第 1 号)	00160	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 46 条の 2 第 2 項の表の第 2 号)	00163	「20」の欄の金額
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 46 条の 2 第 2 項の表の第 3 号)	00166	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 46 条の 2 第 2 項の表の第 4 号)	00169	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00172	
事業所内託児施設の割増償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00175	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00178	
特定再開発建築物等の割増償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00181	
倉庫用建物等の割増償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00184	

国税庁ホームページへの掲載

「適用額明細書の記載の手引」につきましては、以下の国税庁ホームページに掲載されております（適用額明細書の様式もダウンロードできます）。

